

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月16日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥン
パー通り9A番
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 玄場 光浩
同 青山 正幸
同 塚田 智宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティー
ズ・ファンド
(Nikko World Trust - World Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 米ドルクラス
() 当初申込期間（平成27年9月24日から平成27年9月29日まで）
8億米ドル（約967億円）を上限とする。
() 継続申込期間（平成27年9月30日から平成28年3月31日まで）
8億米ドル（約967億円）を上限とする。
(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日における株式会社三菱東京
UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.87円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日（平成28年3月16日）、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成27年9月8日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また日本証券業協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の一部改正による代行協会員の業務の一部変更等、原届出書の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

* 下線部は訂正部分を示します。

表紙

< 訂正前 >

（前略）

届出の対象とした募集（売 米ドルクラス
出）外国投資信託受益証券の 金額
（ ）当初申込期間（平成27年9月24日から平成27年9月29日まで）
8億米ドル（約969億円）を上限とする。
（ ）継続申込期間（平成27年9月30日から平成28年3月31日まで）
8億米ドル（約969億円）を上限とする。

（注）米ドルの円換算は、便宜上、平成27年8月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 121.18円）による。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

届出の対象とした募集（売 米ドルクラス
出）外国投資信託受益証券の 金額
（ ）当初申込期間（平成27年9月24日から平成27年9月29日まで）
8億米ドル（約967億円）を上限とする。
（ ）継続申込期間（平成27年9月30日から平成28年3月31日まで）
8億米ドル（約967億円）を上限とする。

（注）米ドルの円換算は、便宜上、平成28年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 120.87円）による。

（後略）

第一部 証券情報

（３） 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

- （ ）当初申込期間（平成27年9月24日から平成27年9月29日まで）
8億米ドル（約969億円）を上限とする。
- （ ）継続申込期間（平成27年9月30日から平成28年3月31日まで）
8億米ドル（約969億円）を上限とする。
- （注1） ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行う。
- （注2） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載する。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載する。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注3） 米ドルの円換算は、便宜上、平成27年8月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 121.18円）による。以下同じ。

< 訂正後 >

- （ ）当初申込期間（平成27年9月24日から平成27年9月29日まで）
8億米ドル（約967億円）を上限とする。
- （ ）継続申込期間（平成27年9月30日から平成28年3月31日まで）
8億米ドル（約967億円）を上限とする。
- （注1） ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行う。
- （注2） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注3） 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 120.87円）による。以下同じ。

[次へ](#)

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（後略）

< 訂正後 >

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（後略）

(1 2) その他

(口) 引受等の概要

< 訂正前 >

（前略）

管理会社は、S M B C日興証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

< 訂正後 >

（前略）

管理会社は、S M B C日興証券をファンドの米ドルクラスに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書・決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

以下の内容に更新されます。

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、信託金の限度額

ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興ワールド・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、トラストの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

ファンドについて、信託金の限度は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

トラストは、基本信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。ファンドは、基本信託証書および信託証書補遺（その後の改正を含み、以下、併せて「信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、ファンドに関する管理事務業務を担当し、ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑に行う責任を負う。

事前に終了されない限り、ファンドは平成36年9月17日、または、管理会社および受託会社が販売会社と協議の上、決定したその他の日において終了する。ファンドが平成36年9月17日に終了する場合、清算代金は平成36年9月24日の決済日に最終受益者に対し支払われる。また、ファンドは、ファンドの純資産価額の金額が1,000,000,000円もしくは管理会社および受託会社が販売会社と協議のうえ決定するその他の金額を下回った場合および/または基本信託証書に定める事由が生じた場合に終了することができる。

各受益証券は、ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。ファンドの投資収益は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落およびファンドの資産の運用成績のみに依存する。ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法等により、異なるクラスまたはシリーズを創設することができる。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () ファンドに関するその他の資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

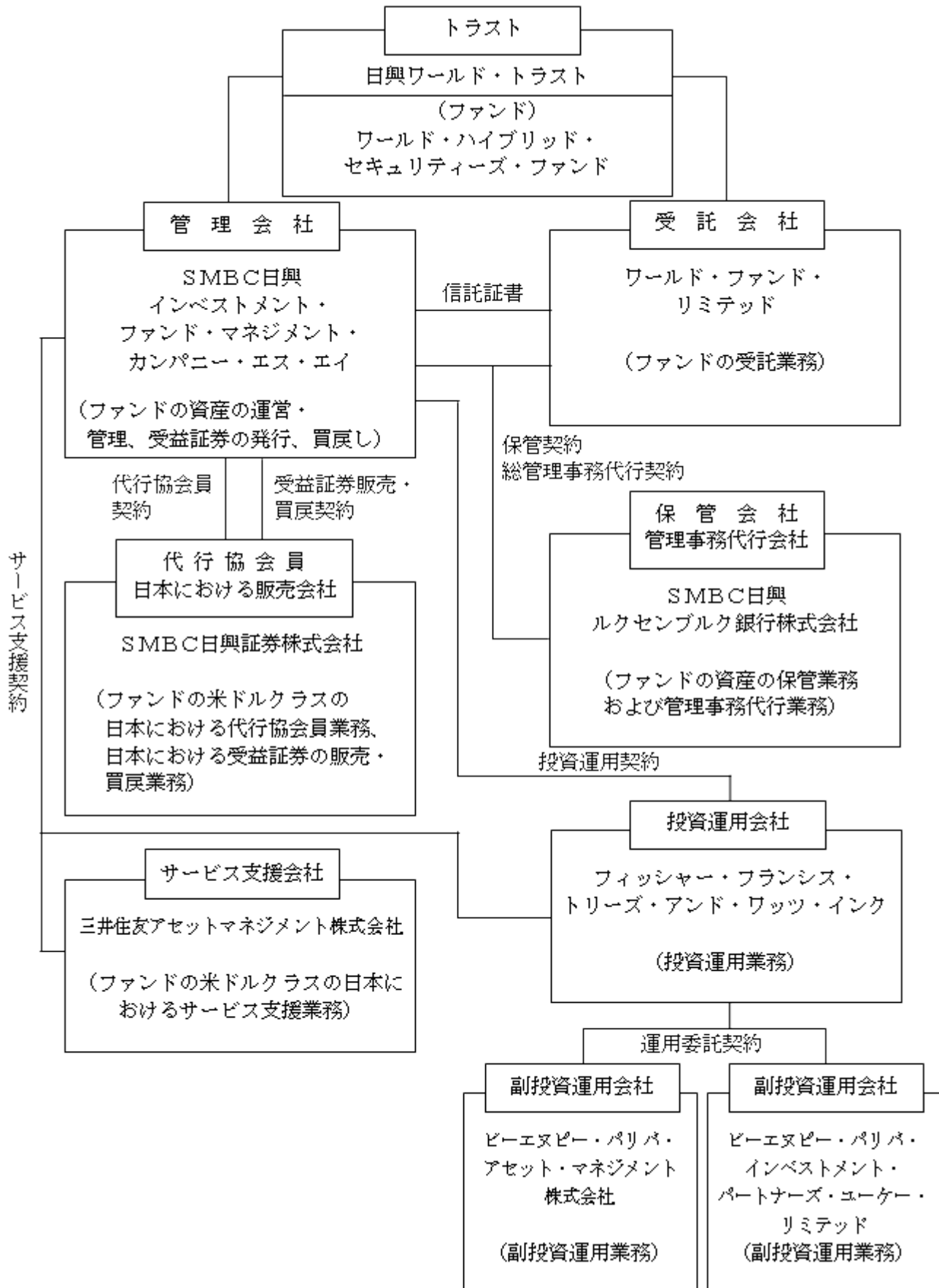
トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）第1条第41項およびAIFMに関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合（EU）加盟国でトラストの販売活動は行われない。

ファンドの基準通貨は、円である。受益証券は、米ドル建てで表示される。

(2) ファンドの沿革

平成4年2月27日	管理会社設立
平成21年3月18日	信託証書締結
平成25年6月18日	信託証書補遺締結
平成26年3月14日	信託証書補遺締結
平成26年10月6日	信託証書補遺締結
平成27年6月15日	信託証書補遺締結
平成27年9月3日	信託証書補遺締結
平成27年9月24日	ファンドの米ドルクラスの日本における募集開始
平成27年9月30日	ファンドの米ドルクラスの運用開始（設定日）

(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成21年3月18日付で受託会社との 間で信託証書を締結。管理会社は ファンドの資産の運営・管理、受益 証券の発行、買戻しを行う。
ワールド・ファンド・リミテッド (World Fund Ltd.)	受託会社	平成21年3月18日付で管理会社との 間で信託証書を締結。受託会社は ファンドの資産の受託会社としての 業務を行う。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	平成21年3月18日付で受託会社およ び管理会社との間で保管契約 ^(注1) を締結。ファンドの資産の保管を行 う。 平成27年7月15日付で管理会社およ び受託会社との間で総管理事務代行 契約 ^(注2) を締結。ファンドの管理 事務代行業務を行う。
フィッシャー・フランシス・トリーズ・ア ンド・ワッツ・インク (Fischer, Francis, Trees & Watts, Inc.)	投資運用会社	平成26年10月10日付で管理会社との 間で投資運用契約 ^(注3) を締結。投 資運用業務を行う。
ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジ メント株式会社 (BNP Paribas Asset Management)	副投資運用会社	平成26年10月1日付で投資運用会社 との間で運用委託契約 ^(注4) を締 結。副投資運用業務を行う。
ビーエヌピー・パリバ・インベストメン ト・パートナーズ・ユークー・リミテッド (BNP Paribas Investment Partners UK Limited)	副投資運用会社	平成26年10月1日付で投資運用会社 との間で運用委託契約 ^(注4) を締 結。副投資運用業務を行う。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成27年9月7日付で管理会社との 間で代行協会員契約 ^(注5) を締結。 日本においてファンドの米ドルクラ スの代行協会員業務を行う。 平成27年9月7日付で管理会社との 間で受益証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結。日本において販売・買戻業 務を行う。
三井住友アセットマネジメント株式会社	サービス支援会社	平成27年9月7日付で管理会社、投 資運用会社およびサービス支援会社 との間でファンドの米ドルクラスに 関しサービス支援契約 ^(注7) を締 結。サービス支援業務を行う。

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社はその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。
- (注4) 運用委託契約とは、投資運用会社が運用の指図に関する権限の一部を副投資運用会社に委託することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。
- (注7) サービス支援契約とは、サービス支援会社が管理会社および投資運用会社に代わり、ファンドの情報や資料を提供する等のサービス支援業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年4月22日付公正証書によって修正され、平成26年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(以下「2010年法」という。)第16章のもとで、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社は、A I F M Dに基づきA I F Mとして認可を受けている。

() 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、2010年法第125-2条に規定された投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

() 株主資本の額

管理会社の資本金は、平成27年3月末日現在、5,446,220ユーロ(約7億1,983万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,643円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.17円)による。以下同じ。

() 会社の沿革

平成4年2月27日設立。

() 大株主の状況

(平成28年2月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 L-2557 ロベルトシュトゥンパー 通り9A番 ルクセンブルグ	272,311株	100%

(4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制されている。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載を参照。

(ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（5）開示制度の概要

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2013年改正）
 - マネー・ロンダリング防止規則
 - 免許条件

トラストの監査人はデロイト・アンド・トウシュ（ケイマン諸島）である。トラストの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成される。

トラストは、翌年3月末日までには前年9月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) トラストの資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、速やかに、() 当該事実を受託会社に書面で報告し、() 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要を、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a) トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

() 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年3月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了する。ファンドの最初の会計年度末は平成27年9月30日であった。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの米ドルクラスの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの米ドルクラスの代行協会会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

(6) 監督官庁の概要

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストまたはそのファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストは、いかなる投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、またはトラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、または規制された投資信託の運用が健全で適切な方法で行われなかった場合、または規制された投資信託のマネージャーの地位にある者がその役職に就くのに適切でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれ

る。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局または政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2013年改正)に基づき、CIMAによって、CIMA自らまたは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2014年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2 投資方針

(1) 投資方針

投資目的および投資方針

投資運用会社は、ファンドの投資運用について責任を有するファンドの投資運用者として、管理会社により任命されている。

様々な要因（利回り、信用リスク及び流動性を含むがこれらに限られない。）を考慮した上で金融機関が発行するハイブリッド証券に投資することにより、インカム・ゲインを確保し、投資信託資産を成長させることが目的である。

ファンドは、純資産価額の70%以上を、少なくとも1つの国際的な格付機関（ムーディーズ、S&Pまたはフィッチ）によるBB-以上の信用格付を投資時点に有する、金融機関が発行するハイブリッド証券（劣後債、偶発転換社債および優先出資証券として定義される。）およびその他債券に投資する。説明のために付言すれば、格付機関により異なる格付が付与された場合、高い方の格付が適用される。格下げの場合、投資運用会社は、ポジションを引き続き保有する裁量権を有する。

ファンドの平均信用格付は、少なくとも一つの国際的な格付機関（ムーディーズ、S&Pまたはフィッチ）が付与するBB-以上とする。説明のために付言すれば、格付機関により異なる格付が付与された場合、高い方の格付が適用される。

ファンドは、その純資産価額の70%以上を、(a)金融安定理事会（以下「FSB」という。）がグローバルなシステム上重要な金融機関（以下「G-SIFIs」という。）として認定した金融機関が発行する証券および(b)金融機関が発行する劣後証券（偶発転換社債および優先出資証券を含む。）に投資する。管理会社の事前承認を得た場合および例外的な場合、当該最低投資額は引き下げられる場合がある。

「ハイブリッド証券」とは、発行体の証券をいい、一般に、以下の特徴を含む。

- () 支払いおよび清算に関し、発行体の普通株式に優先する。
- () 支払いおよび清算に関し、発行体の優先債に劣後する。
- () 一定の分配率を有する。
- () 債務不履行事由が生じることなく、分配の停止、繰延べまたは見送りが行われる場合がある。
- () 一般に、満期日までの期間が長期的で、永久の場合もある。
- () 一般に、発行体が繰上償還または償還を行うことができる。

ファンドが投資する金融機関が発行するハイブリッド証券は以下のとおり定義される。

- 銀行または保険会社等の金融機関（関連会社を含む。）により発行されたもの
- 劣後債、累積型優先出資証券、非累積型優先出資証券および偶発転換社債

ファンドは、その純資産価額の30%を上限として、以下の資産への投資 / 以下の資産の保有を行うこともできる。

- G-SIFIsとして認定されていない金融機関が発行するハイブリッド証券
- 金融機関が発行する優先金融債、米国財務省証券または日本国債
- ハイブリッド証券の転換の結果としての株式（かかる株式は、一時的にのみ保有することができ、受益者の最善の利益のために可能な限り速やかに売却しなければならない。）

ファンドは、投資信託、上場投資信託およびその他の集団投資スキームに投資することを認められていない。

ファンドをして上記の投資目的を完全に遵守させることを目的とするが、ファンドは、20%を上限とするファンドの純資産価額を、キャッシュ・ポジションおよび金融市場商品（米ドル、ユーロまたは日本円建てのコマーシャル・ペーパーおよび定期預金等）に配分することができる。

ファンドは、ヘッジ目的にのみ、デリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）または他の類似の取引を行うものとする。投資運用会社は、当該取引の想定元本がファンドの純資産価額を超えないように（「簡便法」）、かかるデリバティブ取引または他の類似の取引を管理し、制限する。上記に加え、差金によって決済されない為替予約取引もまた、「2 投資方針 ヘッジ」においてより詳細に記載されている範囲内の通貨エクスポージャーをヘッジすることのみが許される。

■ファンドの目的および投資方針

ファンドは、様々な要因(利回り、信用リスクおよび流動性を含みますがこれらに限られません。)を考慮した上で金融機関が発行するハイブリッド証券に投資することにより、インカム・ゲインを確保し、投資信託資産を成長させることを目的とします。

ファンドは、純資産価額の70%以上を、少なくとも1つの国際的な格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチ)によるBB-以上の信用格付を投資時点で有する、金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債、偶発転換社債および優先出資証券)およびその他債券に投資します。

ファンドの平均信用格付は、少なくとも1つの国際的な格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチ)が付与するBB-以上とします(格付機関により異なる格付が付与された場合、高い方の格付が適用されます。)

■ファンドの特色

1. 主として、銀行・保険会社等の金融機関(関連会社等を含みます。)が発行するハイブリッド証券に投資します。
 - ・投資対象とするハイブリッド証券を発行する銀行・保険会社等の金融機関(関連会社等を含みます。)は、G-SIFIs^{*1}である金融機関のほか、G-SIFIs以外の金融機関を含みます。
 - ・ハイブリッド証券とは、劣後債および優先出資証券^{*2}等をいいます。
 - ・投資対象となるハイブリッド証券には、偶発転換社債(CoCo債)が含まれます。
2. ファンドの運用は、フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ(以下「フィッシャー」といいます。)が行います。
 - ・ファンドの運用の指図に関する権限を、BNPパリバ傘下の資産運用会社であるフィッシャーに委託します。
3. ファンドは米ドル建ての外国投資信託です。
 - ・米ドル建て以外の組入資産については、原則として対米ドルでの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
4. 年2回分配を行うことができます。
 - ・毎年3月15日および9月15日(当該日がファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)を分配基準日として収益の分配を行うことができます。
 - ・分配金額は分配方針に基づいて管理会社が決定しますが、管理会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※上記は、ファンドによる将来の分配金の支払またはその金額について保証するものではありません。

※ファンド営業日についてはお申込みメモをご参照ください。

*1 G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは、各国の中央銀行や金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)が指定するグローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な金融機関をいい、世界を代表する金融機関が指定されています。

*2 優先出資証券には優先株を含みます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資対象

ファンドは、その純資産価額の70%以上を、(a) G-SIFIsである金融機関が発行する証券および(b)金融機関が発行する劣後証券(偶発転換社債および優先出資証券を含みます。)に投資します。また、ファンドの純資産価額の30%以下を、それ以外の証券(G-SIFIs以外の金融機関が発行する証券を含みます。)に投資することがあります。

投資目的および方針の変更

ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

ヘッジ

差金によって決済されない為替予約取引は、米ドルクラスについて投資対象の通貨(米ドルを除く。)に対するエクスポージャーを(可能な範囲で)ヘッジする目的で行う。通常の場合において、ヘッジを担当する副投資運用会社はかかるヘッジ取引を行い、または、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は随時、ヘッジを担当する副投資運用会社が提供する指示に基づいてこれを処理する。

ヘッジを担当する副投資運用会社は、米ドルクラスについて、通常の場合ではあるクラスの投資対象の通貨(米ドルを除く。)に対するエクスポージャーをヘッジすることが可能であると予想している。

投資者は、為替ヘッジの実施および維持に関連する費用が生じ、かかる費用が純資産価額に配分および反映されることも承知しておくべきである。

参照指数(参照用のみ)

指数は、BofA メリルリンチ・ユーロ・サブオーディネイティッド・ファイナンシャル・インデックスの50%およびBofA メリルリンチ・コンティンジェント・キャピタル・インデックスの50%から構成される。

(2) 投資対象

上記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

(3) 運用体制

ファンドの運用は、フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ(以下「FFTW」という。)が行う。

1. 運用体制

パリ、ロンドンおよびニューヨークに所在するグローバル社債チームは、クレジット・プロダクト全般(投資適格およびハイイールド債券、欧州および米国の社債、ならびにロングオンリーおよびバイ・アンド・ホールド運用戦略)の運用を包括的に担っている。

2. 運用哲学

グローバル債券運用のスペシャリストであるグローバル社債チームの運用哲学は、トップダウンとボトムアップの両アプローチの融合を基本とする。当チームでは、運用目標を明確に定めた上で運用に臨み、かつリスクをコントロールすることが、優れた運用パフォーマンスを着実に上げて行く上で重要であると考えている。

3. 運用プロセス

- ・主に欧州・米国のハイブリッド社債を顧客別のガイドラインに応じて選別する。
- ・企業ファンダメンタル(デフォルトリスク)および格付見直しに関するアナリストチームの意見を基に、ファンダメンタル分析および価値分析の観点からのスクリーニングを行う。
- ・担当ポートフォリオ・マネージャーによって構築されたターゲット(目標)ポートフォリオを、ポートフォリオ戦略委員会が承認する。
- ・顧客ごとの制約条件(格付、償還期限および分散度合)、マクロ見直しおよびリスク計測(セクター・ウェイト、ボラティリティ)を考慮したポートフォリオの最適化を行う。

（４）分配方針

分配は、分配基準日に各受益者に対し管理会社が決定する金額で行うことができ、ファンドの投資収益、実現／未実現キャピタル・ゲイン及び資本金から支払われる。分配は、関連する分配基準日において関連するクラスの受益証券が自己の名義で受益者名簿に登録されている者に対して行われ、すべてのかかる分配は、米ドルクラスに関し、米ドルのセント未満は切り捨てる。海外における支払いは分配基準日から４営業日目に行われる。

分配は、ファンドの純資産価額または当期利益を考慮して行われる。受益証券１口当たり純資産価格が当初発行価格を下回った場合または分配期間の当期利益が十分ではないと管理会社が判断した場合、管理会社は、分配を一切行わないことを決定することができる。

管理会社は随時、管理会社が決定する基準日におけるファンドの受益者に対し、管理会社が決定する回数、管理会社が決定する金額による中間分配を行うことができる。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券１口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

受益者は、分配が元本から支払われることがあり、この場合、ファンドは受益者が投資した金額を払い戻すという事実留意すべきである。かかる支払いは、ファンドが運用として投資しなければならない資金の額を減少させる。

（５）投資制限

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- （ロ）ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行ってはならない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。
- （ハ）ファンドおよび管理会社の運用する他の投資信託による保有が、一発行会社の議決権の総数の50%を超えることとなるような株式投資を行ってはならない。この制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。
 - （注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ニ）ファンドは、その純資産の15%を超えて私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。
 - （注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%超が、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのために行う管理会社の取引は、すべて禁止される。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

英文目論見書に規定される上記の投資制限に加え、ファンドは、その資産の投資に関して以下の投資制限に従う。

ファンドに適用される投資制限（英文目論見書に定められる。）のほか、以下がファンドに適用される。

信用リスクは、以下に詳述する規定に従って管理される。

ファンドは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体が発行する以下の証券/カテゴリーに各投資してはならない。

- () 株式等エクスポージャー（すなわち、投資信託の受益証券/投資証券および会社の株式）
- () 債券等エクスポージャー（すなわち、証券（投資信託の受益証券/投資証券および会社の株式を除く。）および金銭債権（先物為替取引等の取引またはその他デリバティブ取引により生じる債権を除く。）ならびに匿名組合拠出持分）
- () デリバティブ・エクスポージャー（すなわち、先物為替取引等の貸付取引、借入取引、買戻契約またはその他デリバティブ取引により生じる債権）

さらに、ファンドは、その純資産の20%を超えて、単一の発行体が発行する上記の証券/カテゴリーに合計して投資してはならない。

（すなわち、エクスポージャーがゼロであると計算された場合）上記の上限に対する例外は以下のとおりである。

- (A) 日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、香港の中央政府、中央銀行もしくは地方自治体またはこれらの組織により設立された政府機関（随時変更される。）が発行または保証する債券に対するエクスポージャー
- (B) 中央政府、中央銀行もしくは地方自治体またはこれらの組織により設立された政府機関が発行または保証する現地通貨建ての債券に対するエクスポージャー
- (C) 国際機関が発行または保証する債券に対するエクスポージャー
- (D) 満期日までが120日以下である一定の金融商品（すなわち、コールローン、預金、コマーシャル・ペーパー、貸付債権信託受益証券）に対するエクスポージャー
- (E) 期間が1か月以下であるレポ取引またはリバース・レポ取引に基づき保有される証券に対するエクスポージャー

上記()として記載されるデリバティブ商品のエクスポージャーを計算する目的において、以下の計算方法が採用される。

先物為替取引（直物為替先渡取引を除く。）のエクスポージャーは、取引における取引相手方に対するエクスポージャーとして計算され、以下の規定に従いその支払期日に応じて決定される。

- ・ 120日以内に支払期日が到来する取引はエクスポージャーがゼロであるとみなされる。
- ・ 120日より後に支払期日が到来する取引は、時価評価益の金額に相当するエクスポージャーを有するとみなされる。

デリバティブ・エクスポージャー（上記段落において言及したものを除く。）は、取引における証券の発行体および取引相手方に対するエクスポージャーから構成され、かかるエクスポージャーは、以下において言及するプロセスに従って決定される。

- (a) 有価証券の発行体に対するデリバティブ・エクスポージャーは、当該有価証券の発行体に対する、差分調整済みの時価評価の想定エクスポージャーおよび当該発行体を参照する全てのデリバティブの合計とする。原資産が上記(A)から(E)までに注記された有価証券のいずれかである場合、その対象が利子率、為替レート、株価指数、もしくは先物取引であるデリバティブ取引のエクスポージャーは、0とする。先物商品の売却、コールオプションの売却、プットオプションの購入もまた、エクスポージャーは0とする。
- (b) 貸付、借入取引および買戻契約における有価証券の発行体に対するエクスポージャーは、当該関連有価証券の市場価値とする。
- (c) デリバティブが上場されている場合、相手方に対するエクスポージャーは0とする。
- (d) デリバティブが相手方との間で取引される場合（すなわち、デリバティブが上場されていない場合）、相手方に対するエクスポージャーは、0、および当該デリバティブの正の時価評価額に、デリ

パティプの維持のためにファンドより提示されている担保または証拠金の評価額と相手方より提示されている担保または証拠金の評価額の差異を加えた合計を最大とする。

- (e) 貸付、借入取引および買戻契約の相手方に対するエクスポージャーは、0、および当該取引の正の時価評価額に、デリバティブの維持のためにファンドより提示されている担保または証拠金の評価額と相手方より受領した担保または証拠金の評価額の差異を加えた合計を最大とする。

ファンドは、現物証券につき、ショート・ポジションを取らない。疑義を避けるために付言すると、ファンドは、デリバティブ取引においてショート・ポジションをとることができる。

ポートフォリオ証券の貸付

ファンドは、証券の貸付を行ってはならない。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、() 受託会社および管理会社は、ファンド決議による承認なしにファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、() 受託会社および管理会社は、制限の変更がファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)に適合している範囲内において、ファンドに関する投資制限を変更することができ、また() 本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を行うことにより、全般的にまたは個々のファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則に定義される。)として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守する。したがって、管理会社は、ファンドのために、

- (イ) 結果的にファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情(ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b) 管理会社が、ファンドの資産の健全な運営またはファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にファンドが保有するかかる投資対象の総価値がファンドの純資産評価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が本書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) ファンドの受益者の利益を損なうか、またはファンドの資産の適切な運用に違反する取引(ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- (イ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ロ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (ハ) ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3 投資リスク

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収することができない可能性がある。したがって、ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。ファンドは、収益水準に関係なく各種の報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。

投資リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の運用実績は、ファンドの将来の見通しを必ずしも指し示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、ファンドの投資ガイドラインの範囲内で信託財産の投資運用に完全な責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付代金、当該買付代金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該ファンドに係るものとして指定される。あるサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内のみを債権者の財源として限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に明確に区分することが不可能である点に留意するべきである。

信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通して分析される。信用リスクは、ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引類型を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではない。したがって、投資を行おうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

上記のほか、ファンドは、以下のような多数の潜在的投資リスクに直面する。

ハイブリッド証券リスク ハイブリッド証券は、かかる証券特有の多数の潜在的なリスクにさらされる。ハイブリッド証券への投資に関連するリスクは、信用リスクおよび流動性リスクの両方に関し、上位債および/または他の劣後債への投資に関連するリスクに比べて大きい。支払および清算に関し、ハイブリッド証券の保有者による発行会社の資産に対する請求は、一般に、発行体の普通株式に優先するが、発行体の他の債務に劣後する。

特定のハイブリッド証券の優先順位は、その条件および発行体の資本構成上の位置づけ次第である。

ハイブリッド証券には、発行体がある期間または永久に分配の繰延べまたは見送りを行うことを認める規定が含まれる場合がある。また、資本比率が減少した場合、資本保全パッケージ要件に基づき、利払いの減額または取消しが義務となる場合がある。よって、利払いの繰延べまたは見送りにより、ハイブリッド証券の価値は大幅に下落する可能性がある。

また、一般に、ハイブリッド証券には繰上償還条項が内包されており、そのため、発行体は、通常当初ロックアウト期間の後、将来の特定の日に予定価格でハイブリッド証券を買い戻すことができる。発行体が特定の繰上償還日に繰上償還条項を行使することを選択した場合またはスプレッドに急変動をもたらす事由が生じた場合、ハイブリッド証券は想定より早く買い戻され、ファンドの流動性に影響が生じる可能性がある。発行体が特定の繰上償還日に繰上償還条項を行使しないことを選択した場合、市場参加者は、これを当該発行体の財務状態の悪化の兆しとみなす可能性があり、ひいては、関連するハイブリッド証券の大量売却が生じ、その結果、その市場価格の下落が生じる可能性がある。このことは、ファンドの純資産価額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、ハイブリッド証券は、損失吸収トリガーが発動した場合、「損失吸収リスク」および当該リスクにより生じる資本に対するリスクにさらされる。損失吸収トリガーが発動した場合、債券は一部または全部減額評価されるかまたは株式に転換される。損失吸収条項は、銀行が実質的な破綻状態（Point of Non Viability）に達した場合に損失吸収条項を発動する裁量権を有する欧州/国内の当局によっても発動されることができる。

損失吸収条項の発動は、ファンドの純資産価額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

株式リスク 損失吸収条項が発動した場合で、ハイブリッド証券が株式に転換された場合、ファンドは、株式の保有に関連するあらゆるリスクを負う。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。

投資運用会社のリスク ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の有価証券およびその他の投資対象の将来の価格動向の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できるとの保証はない。

運用歴 投資運用会社の過去の実績は必ずしも投資運用会社またはファンドの将来の実績の指標とはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でファンドに課される税金は、ファンドの純資産価額を減少させ、またファンドの実績に悪影響を及ぼす。

流動性リスク ファンドは、流動性の低い証券に投資する場合があり、かかる流動性の低い証券は、自己に有利な時期または価格で売却することができない場合があるため、ファンドの収益を減少させる可能性がある。多大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴うデリバティブ商品または証券を含む投資戦略は、ファンドの流動性に対する多大なリスクを作り出す傾向がある。

流動性を制限するため、ファンドの買戻代金の支払いを延期しなければならない場合がある。管理会社は、通常の市場環境の下、ファンドの投資対象における流動性の状況が、別途定める買戻方針に則っ

ているかを確認するため、流動性を監視する。流動性リスクは資産および負債の両方から評価されなければならない。

買戻しによる費用および/または損失の可能性 受益証券の買戻しにより投資対象の清算が必要とされることがある。かかる清算に起因してファンド(およびその残存する受益者)において、清算がなければ生じなかったと思われる費用および/または損失を負担する可能性がある。

他のクラスの未決済債務による費用および/または損失の可能性 ファンドの二つのクラスのうちの一つの資産が当該クラスの全ての債務を返済するには不足する状況になった場合には、もう一方のクラスは当該未決済の債務を負担しなければならない。

市場リスク ファンドが保有する有価証券の市場価格は急激または想定外に騰落することがある。また、証券市場全体に影響を及ぼす要因または証券市場の中の特定の産業に影響を及ぼす要因により、有価証券の価格が下落することがある。特定の企業業績と関連しない、景気悪化、企業業績見通しの変化、金利もしくは為替相場の変化、または、投資家心理の悪化等の一般的な市況の変化により、有価証券の価格が下落することがある。有価証券の価額は、労働力不足または生産コストの増加および業界内の競争条件など、特定の業種に影響を及ぼす要因により下落することもある。株式は、概して債券より大きく価格が変動する。

管理会社は、通常の市場環境においてファンドが被る可能性のある潜在的な損失を数量化するためにバリュエーション・アット・リスク(VaR)を算出し、監視する。かかる損失は一定期間および一定の信頼区間に基づいて予測される。

為替リスク 「2 投資方針、投資目的および投資方針、ヘッジ」において説明したヘッジ取引につき、これが成功する保証はない。

上記の特別の勘案事項は、ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資予定者は、本書を精読し、ファンドへの投資を決定する前に自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

ピーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズのグループ会社全体を対象にしたリスク管理の他に、FFTW内に運用リスク・パフォーマンス・チームが設置され、直接FFTWのCEOに業務報告をしている。当該チームは、ニューヨークおよびロンドンにおけるリスク・マネージャーで構成されている。

ガイドラインの遵守状況においては、第一段階で、運用プロフェッショナルおよびオペレーション・スタッフにより、「基本的監視項目」として社内規程に記載されたルールに基づいて、日々の管理が行われる。第二段階では、運用プロフェッショナル上層部により、リスク管理上の制約遵守状況および運用チームの運用成果を確認するため、最低週に一回のペースで監視が行われる。

運用チームによる運用リスクの管理においては、適切なリスク・モニタリングとコントロールを確実に実施するため、ポートフォリオ・マネージャーは、セクター、格付け、償還日別の相対リスクやキャッシュポジション(トラッキングエラー)を分類するリスク分析ツールにポートフォリオ管理システムを接続する。

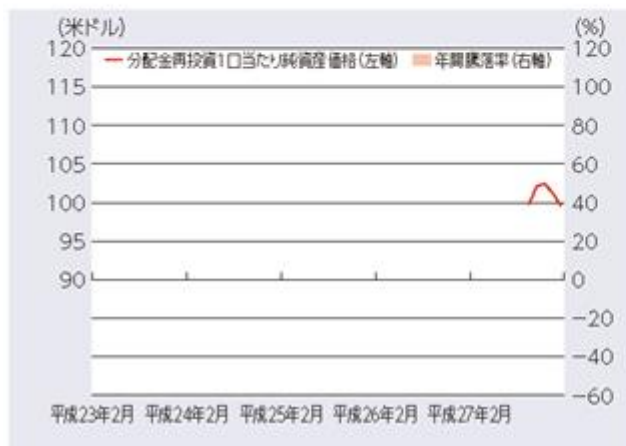
独立したリスク管理部門による運用リスク管理においては、運用リスク・パフォーマンス・チームが、あらゆる運用リスク管理に責任を負っている。同チームは、運用チームと密接かつ継続的に作業を行うことにより、ポートフォリオが許容リスク・レベルの投資対象に適切なサイズで投資されているか監視している。

（３）リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

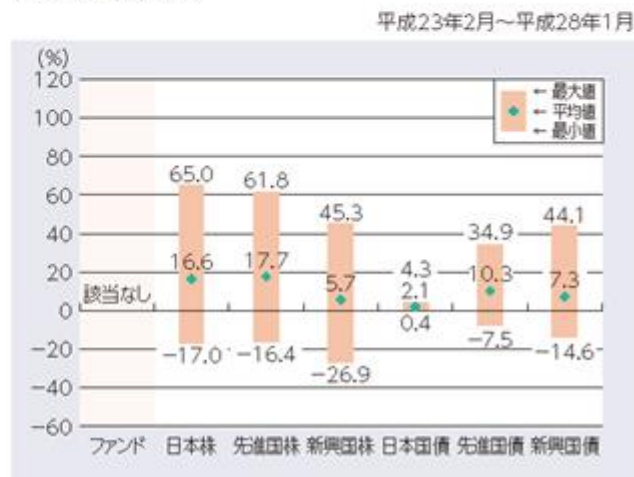
ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

平成23年2月～平成28年1月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは平成27年9月30日に運用を開始したため、年間騰落率および平成27年9月29日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません)。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです(ただし、ファンドは平成27年9月30日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません)。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株……TOPIX(配当込み)
先進国株……ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株……S&P 新興国総合指数
日本国債……ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が所有しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

海外における申込手数料

申込総額に対し上限3%（税抜）の申込手数料が課される。

日本国内における申込手数料

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(2) 買戻し手数料

海外における買戻手数料

買戻手数料は課されない。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課されない。

(3) 管理報酬等

受託報酬

受託報酬は、受託会社のファンドの受託業務に対して支払われる。

受託会社は、年間15,000米ドルの、四半期ごとに後払いされる、ファンドの固定の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

当該報酬は、毎年再検討される。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

管理報酬

管理報酬は、管理会社のファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務に対して支払われる。

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.023%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

投資運用報酬

投資運用報酬は、投資運用会社のファンドに対する投資運用業務に対して支払われる。

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.45%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

管理事務代行報酬

管理事務代行報酬は、管理事務代行会社のファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務に対して支払われる。

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.042%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

保管報酬

保管報酬は、保管会社のファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務に対して支払われる。

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.035%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

販売報酬

販売報酬は、販売会社の受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務に対して支払われる。

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産価額の年率0.50%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済する。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、代行協会員の目論見書、決算報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務に対して支払われる。

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済する。

サービス支援会社報酬

サービス支援会社報酬は、サービス支援会社のファンドに関する情報や資料を提供する等のサービス支援業務に対して支払われる。

サービス支援会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、米ドルクラスの純資産価額の年率0.125%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

サービス支援会社は、米ドルクラスに関連してサービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済を受ける。

(4) その他の手数料等

設立費用

ファンドの設立および日本円クラスの受益証券の当初募集に関連する支出および費用は、約6,000米ドルに相当する日本円である。かかる支出および費用は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、ファンドの当初3会計年度以内に償却される。

米ドルクラスの設立および受益証券の当初募集に関連する支出および費用は、約81,000米ドルである。かかる支出および費用は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、米ドルクラスの5会計年度以内に償却される。

支出および費用は、随時調整されることがある。

かかる設立費用には、英文目論見書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むその他のあらゆる文書の作成およびトラストまたはファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含む。

費用は、随時調整されることがある。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語でトラスト、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、トラストまたはファンドに課せられる、資産、収益および費用に関して支払われうるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

（５）課税上の取扱い

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記（Ｂ）はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

（Ａ）日本

平成28年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源

源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成28年2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島が当事者となっているファンドの受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税防止条約は、いかなる国とも締結していない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、トラストに関連しケイマン諸島総督から保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設立日から向こう50年間にケイマン諸島で制定される所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、ファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記されている。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課されない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。トラストは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、（ ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIN」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」として自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象講座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、AEOI規則に基づき、いかなる義務も有していない。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税（現在30%の税率）を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのF

A T C A上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に基づき、トラストへの支払に対して課されないが、トラストが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（U S I G Aに定義される。）とみさなれた場合には、この限りではない。U S I G Aを実施するA E O I規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、F A T C Aその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

トラストおよび/もしくはファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、トラストおよび/またはファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、トラストのA E O I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

（C）その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、ファンドはファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5 運用状況

ファンドの米ドルクラスの運用は、平成27年9月30日に開始された。

なお、ファンドにベンチマークはない。

(1) 投資状況

本表は、全クラスの資産を合計して表示したものである。

(2016年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
債券	フランス	515,543,184	18.83
	イギリス	430,082,650	15.71
	スペイン	288,039,592	10.52
	アメリカ合衆国	262,798,444	9.60
	スイス	258,667,221	9.45
	オランダ	161,266,856	5.89
	ドイツ	81,358,823	2.97
	イタリア	70,108,531	2.56
	スウェーデン	46,102,357	1.68
	ベルギー	13,016,753	0.48
	ケイマン諸島	8,755,045	0.32
	小計	2,135,739,456	78.01
ミディアムタームノート	フランス	163,998,929	5.99
	イタリア	127,769,161	4.67
	スウェーデン	74,486,992	2.72
	アメリカ合衆国	54,729,080	2.00
	オランダ	50,623,487	1.85
	スイス	49,455,804	1.81
	イギリス	28,876,523	1.05
	アイルランド	20,693,511	0.76
	小計	570,633,487	20.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		31,501,009	1.15
合計(純資産総額)		2,737,873,952	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2016年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率	償還日 (日/月/年)	数量 (口数または株数)	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
1	CREDIT SUISSE FRN 18SEP25 SER *	スイス	債券	5.75	18/09/2025	800,000	116,149,597	113,102,983	4.13
2	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	スペイン	債券	7.00	31/12/2049	800,000	109,820,582	99,131,382	3.62
3	ING GROEP NV FRN PERP	オランダ	債券	6.00	31/12/2049	840,000	100,439,407	98,845,145	3.61
4	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	フランス	債券	6.50	31/12/2049	700,000	95,828,947	91,347,660	3.34
5	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	イギリス	債券	6.00	31/12/2049	600,000	80,238,192	77,079,981	2.82
6	UNICREDIT SPA 6.95 31OCT22 REGS	イタリア	ミディアム タームノート	5.143	31/10/2022	500,000	76,380,366	73,723,206	2.69
7	BANCO SANTANDER SA FRN PERP SER	スペイン	債券	6.25	31/12/2049	600,000	76,903,849	72,867,490	2.66
8	LLOYDS BANKING GP PLC FRN PERP	イギリス	債券	7.625	31/12/2049	400,000	70,549,842	69,678,563	2.54
9	DEUTSCHE BANK AG FRN PERP	ドイツ	債券	6.00	31/12/2049	600,000	74,395,411	69,510,451	2.54
10	UBS AG FRN 12FEB26	スイス	債券	4.75	12/02/2026	500,000	71,129,538	69,376,170	2.53
11	SOCIETE GENERALE FRN PERP	フランス	債券	6.75	31/12/2049	500,000	68,496,054	65,083,767	2.38
12	ROYAL BANK SCOTLAND FRN PERPETUAL	イギリス	債券	7.50	31/12/2049	500,000	62,197,432	61,404,352	2.24
13	JPMORGAN CHASE AND CO FRN PERP S U	アメリカ 合衆国	債券	4.2875	31/12/2049	500,000	54,688,427	60,573,542	2.21
14	CREDIT AGRICOLE FRN PERP SER REGS	フランス	債券	6.637	31/12/2049	500,000	58,250,273	60,573,542	2.21
15	BANCO SANTANDER SA FRN PERP	スペイン	債券	6.25	31/12/2049	500,000	66,533,482	60,146,946	2.20
16	CITIGROUP INC FRN PERP SER M	アメリカ 合衆国	債券	4.41	31/12/2049	500,000	54,459,279	58,609,811	2.14
17	BPCE SA FRN 08JUL26	フランス	債券	2.75	08/07/2026	400,000	53,757,042	53,071,228	1.94
18	NORDEA BANK AB FRN EMTN 10NOV25	スウェー デン	ミディアム タームノート	1.875	10/11/2025	400,000	52,614,635	52,221,306	1.91
19	BARCLAYS PLC FRN PERP	イギリス	債券	8.25	31/12/2049	400,000	48,609,867	50,634,043	1.85
20	BANCO BILBAO VIZC ARG FRN PERP	スペイン	債券	6.75	31/12/2049	400,000	53,719,036	49,170,745	1.80
21	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER S	アメリカ 合衆国	債券	4.13	31/12/2049	400,000	44,745,077	48,579,679	1.77
22	NORDEA BANK AB FRN PERP REGS	スウェー デン	債券	6.125	31/12/2049	400,000	44,656,069	46,102,357	1.68
23	BPCE SA FRN PERP	フランス	債券	12.50	31/12/2049	300,000	47,877,541	46,041,934	1.68
24	SOCIETE GENERALE FRN PERP	フランス	債券	8.875	31/12/2049	240,000	46,880,809	45,451,595	1.66

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率	償還日 (日/月/年)	数量 (口数または株数)	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
25	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP	イギリス	債券	4.75	31/12/2049	330,000	44,883,119	42,520,846	1.55
26	BANK OF AMERICA 2.375 19JUN24 EMTN	アメリカ合衆国	ミディアムタームノート	2.375	19/06/2024	300,000	41,056,680	41,414,011	1.51
27	ASSIC GENERAL I FRN 27OCT47 EMTN	イタリア	ミディアムタームノート	-	27/10/2047	300,000	40,744,144	40,765,905	1.49
28	BNP PARIBAS FRN 20MAR26 EMTN	フランス	ミディアムタームノート	2.875	20/03/2026	300,000	41,417,685	40,165,982	1.47
29	BNP PARIBAS FRN PERP	フランス	債券	6.125	31/12/2049	310,000	43,221,116	40,096,867	1.46
30	SOCIETE GENERALE FRN PERP	フランス	債券	9.375	31/12/2049	250,000	40,266,003	39,659,135	1.45

投資不動産物件

該当事項なし(2016年1月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2016年1月末日現在)。

(3) 運用実績

純資産の推移

下記会計年度ならびに運用開始日から2016年1月末日までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

米ドルクラス

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年9月末日)	499,105.86	60,327	99.82	12,065
2015年9月末日	499,105.86	60,327	99.82	12,065
10月末日	1,240,757.45	149,970	102.20	12,353
11月末日	1,549,672.58	187,309	102.44	12,382
12月末日	5,138,042.08	621,035	101.25	12,238
2016年1月末日	5,080,943.71	614,134	99.65	12,045

< 参考情報 >

■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成27年9月30日(設定日)～平成28年1月末日)



分配の推移
米ドルクラス

会計年度	1口当たり分配金額（米ドル）
第1会計年度	該当なし

収益率の推移
米ドルクラス

会計年度	収益率（%）（注）
第1会計年度	-0.18

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

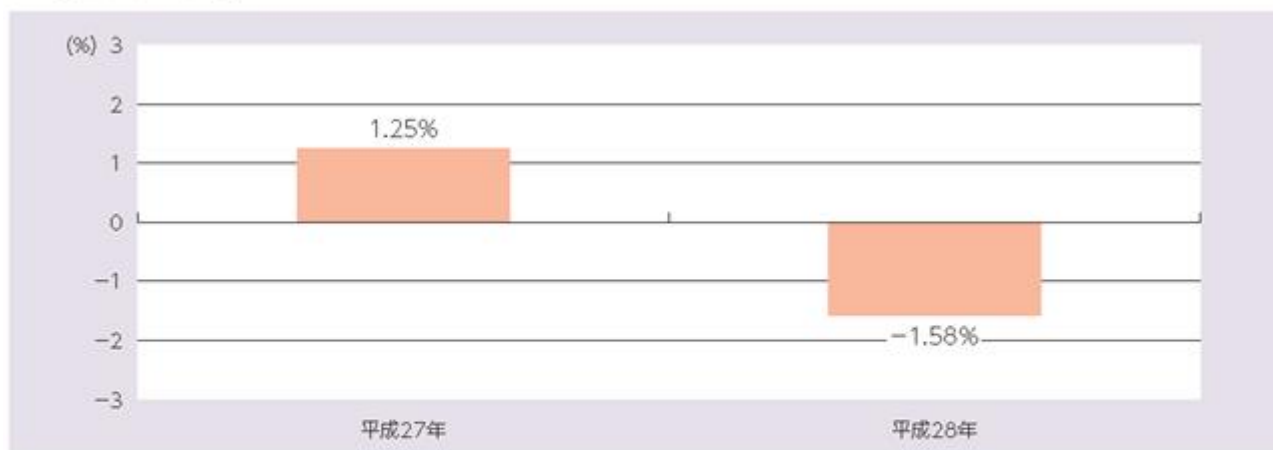
a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格（100米ドル））

< 参考情報 >

■収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし平成27年については当初発行価格（100米ドル））

（注2）平成27年については平成27年9月30日（運用開始日）から同年12月末日まで、平成28年については平成28年1月1日から同年1月末日までの収益率となります。

（4）販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりである。

米ドルクラス

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	5,000 (5,000)	0 (0)	5,000 (5,000)

第2 管理及び運営

以下の内容に更新されます。

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売 手続

受益証券は、申込人が投資を希望する受益証券の口数を明記した買付申込通知を管理事務代行会社
に送付することにより買い付けることができる。買付申込通知の写しは管理事務代行会社から入手す
ることができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。かかる買
付申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう記入された場合、管理会社は、関連す
る受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

（中略）

適格投資家

ファンドの方針により、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立された
パートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が
米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益の
ためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘
定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住する
ディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除
く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立さ
れ、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人
が設立した者（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501
（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）に、受益証券を販売するこ
とはできない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または
通常の非居住会社を除く。）が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、
発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売して
はならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入
された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防
止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出に
かかる規則（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定
を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代
行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・
維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料
の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場
合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含
む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要
求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則または適用ある法律に基
づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもでき
る。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

（a）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買
戻代金／分配金が購入申込者に直接支払われる場合

- (b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所（もしくはいずれかの下部組織）に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、C I M Aがケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マナー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、(i) 犯罪行為もしくはマナー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、() テロ行為またはテロリストの調達資金もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。（明示的、黙示的または解釈によるものかを問わず）信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録する。発行されたすべての受益証券は、ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する最終的証拠となる。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できる。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の購入申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。購入申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に關係して日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した様式の書面によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

（中略）

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

受益証券は、買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（買戻価格）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

受益証券の買戻しは、受益証券または価額単位で、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行われる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数または総額を明記した上で、当該買戻日の正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に提出されなければならない。

米ドルクラスの受益証券は、口数で買い戻すことができる。買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、米ドルクラスの受益証券について1口以上1口単位とする。

買戻手数料

受益証券の買戻しは、これを課さない。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量により決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、かかる買戻日もしくはファンドの純資産価額の計算を延期するか、または、買い戻される受益証券の総数を管理会社が決定する一定の割合もしくは金額まで制限することにより、受益者の買戻請求を比例的に縮小し、その後の買戻日に受け取る買戻請求通知に優先してその後の買戻日時点で残余を買い戻すことができる。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない（詳細については後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、トラストの流動性リスクを監視する手法を実施し、トラストのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日の後、4営業日以内（もしくは当該4営業日目以前に決済を行うことができなかつた場合、当該4営業日目直後の決済可能な日）または管理会社が随時決定するその他の日までに行われる。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担により、当該クラスの通貨で直接振込によって行われる。買戻代金に支払前の利息は付されない。

受益証券の転換

受益証券をクラス間で転換することはできない。ファンドの受益証券と他のファンドの受益証券を転換することはできない。ファンドの受益証券は、トラストの他のサブ・ファンドの受益証券と転換することはできない。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下の理由等により、1営業日前から5営業日前までの間にファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
- () いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭面不利益を被る場合を含む。）、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または

- () ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるファンドに関して必要な最低の口数に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するファンドの受益証券の口数が、本書に定めるファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (d) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額合計額が、本書に定める最低数または最低金額を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行ったいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、ファンドもしくはファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なりリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する購入申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i) ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、ファンドまたはファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記(a)の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出しなければならない。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(買戻価格)で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本における買戻請求受付時間は、原則として、午後4時(日本時間)までとする。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後4時(日本時間)までに日本における販売会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。買戻日とは、原則として、毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日(通常、買戻日の日本における翌営業日)(同日を含む。)から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、米ドルまたは日本円により行われる。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社がその絶対的裁量により決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、かかる買戻日もしくはファンドの純資産価額の計算を延期するか、または、買い戻される受益証券の総数を管理会社が決定する一定の割合もしくは金額まで制限することにより、受益者の買戻請求を比例的に縮小し、その後の買戻日に受け取る買戻請求通知に優先してその後の買戻日時点で残余を買い戻すことができる。

上記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(イ) 純資産価額の決定

管理会社は、ファンドの各評価日の直近の入手可能な市場価格を用い、ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させる。

各評価日現在の各ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定する。

1. 最初に、ファンドの前評価日終了時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、ファンドの当該評価日に関する信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社を代理する管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。
2. 次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含む。）を配分する。
3. 最後に、ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額を除外する。

ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）のすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）の受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

1. 最初に、ファンド（またはその関連するクラスもしくはシリーズ）の純資産価額を、評価日終了時現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のファンド（またはその関連するクラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、四捨五入して小数第2位まで算出する。

管理会社または管理事務代行会社によるファンドの純資産価額のすべての算定は、ファンドの受益者にとって最終的かつ確定的なものであり、故意の不履行、過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しない。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受ける。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わない。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、または特定のファンドに関連する信託証券補遺もしくは英文目論見書の付属書に明記されていない限り、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格（始値または終値）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- (g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。
- (h) 上記の評価方法は、資産の市場価格を反映するために望ましいと考えられる場合、またその限りにおいて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により修正することができる。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのファンドの受益証券は発行済みとみなされ、ファンドの信託財産は発行することに合意したファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額する。
3. 投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものととして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除く。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に係る租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込む。
5. 発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引く。
6. ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却する。

外国通貨で控除される予定の未控除投資対象または現金、当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切と判断するレートで円貨に換算する。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わない。

上記の規定に関連して、ファンドに関して下記の事項が適用される。

管理事務代行会社は、ハイブリッド証券の評価を、ルクセンブルグ時間の午後1時に行う。ブルームバーグ（BVAL）、トムソン・ロイターおよびインタラクティブ・データを関連する評価指標とする。

管理事務代行会社は、（ハイブリッド証券および下記に記載されるものを除き、）証券取引所において取引される有価証券が、（a）アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては、関連する評価日における直近の利用可能な終値により、ならびに（b）北米および欧州の市場で取引される有価証券に関しては、関連する評価日の前日における直近の利用可能な終値により評価されることを確保するものとする。

また、規制ある市場において取引される先物契約が、（a）アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場に関しては、関連する評価日、ならびに（b）北米および欧州の市場に関しては、関連する評価日の前日、における取引市場の直近の利用可能な清算価格により評価されるものとし、先渡し契約は、関連する評価日における先渡し為替レートにより評価される。

取引所において取引されていないその他のデリバティブ取引について、管理事務代行会社は、当該証券に適用可能となるブルームバーグの計算機能を利用して評価する。適用可能となる場合、ブルームバーグから取得した計算値は、取引のカウンターパーティから提供された金額と比較評価される。

1口当たり純資産価格は、米ドルクラスに関し、米ドルセント単位に四捨五入される。

（ロ）純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算（および評価日の決定）、受益証券の発行、買戻し（または買戻日の決定）および買戻代金の支払（仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）の全部または一部を、下記状況を含むあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止することができる。

（ ）その時点でファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。

- () 緊急事態に該当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- () ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- () 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- () ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の一時停止が一週間を超えることが予想される場合、停止から7日以内にファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知する。

(2) 保管

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 信託期間

ファンドは、後記「(5) その他 (ロ) トラストまたはファンドの解散」に記載する一定の状況下で早期に終了しない限り、平成36年9月17日または管理会社と受託会社が日本における販売会社と協議のうえ随時決定するその他の日に終了する予定である。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、各年の9月30日に終了する。

（５）その他

（イ）発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）トラストまたはファンドの解散

ファンド（または場合によりトラスト）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

- （a）ファンド（または場合によりトラスト）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。
- （b）ファンドの純資産価額が、10億円または管理会社もしくは受託会社が日本における販売会社と協議の上随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、日本における販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。
- （c）受益者が、ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。
- （d）基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が経過した時。
- （e）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。
- （f）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。
- （g）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定する場合。

ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知する。

（ハ）信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社がファンドの受益者の最善の利益に適合すると判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を修正し、変更し、または追加することができる。

管理会社または受託会社が、（ ）かかる修正、変更、追加によっても既存の受益者の利益が大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任が免除されないと判断すること、または（ ）かかる修正、変更、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法的拘束力の有無に関わらず）により必要であると判断することを書面で証明しない限り、かかる修正、変更、追加を承認する受益者決議またはサブ・ファンド決議が必要である。

修正、変更、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

運用委託契約（ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジメント株式会社）

運用委託契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

運用委託契約は、フランス共和国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

運用委託契約（ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユークー・リミテッド）

運用委託契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

運用委託契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていないなければならない。

したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびファンドの終了に伴う金額の分配および支払はファンドのすべての債務の支払に劣後する。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

トラストが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

基本信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、決議、議決権または定足数に係る計算は、(基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日)付で計算される)受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、トラストの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたトラストもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2) 為替管理上の取扱い

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 裁判管轄等

上記（３）（ ）の取引に関連して日本の受益者が提起するすべての訴訟について、その裁判管轄権は、下記の裁判所が有し、日本法が適用されることを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適正法律に従って行われる。

[次へ](#)

第3 ファンドの経理状況

以下の内容に更新されます。

1 財務諸表

- a . ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円および米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年1月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.87円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書

2015年9月30日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券 - 時価評価額 (取得原価: 2,340,228,168円)	1.2	2,335,798,205
銀行預金		71,766,420
債券に係る未収利息		32,077,204
設立費(純額)	1.3	10,154,934
その他資産		59,746
資産合計		2,449,856,509
負債		
有価証券購入に係る未払金		50,140,057
未払設立費	1.3	9,722,025
為替予約契約に係る未実現純評価損	11	1,700,910
未払専門家報酬		1,440,084
未払印刷および公告費		1,064,188
未払投資運用報酬	5	886,544
未払受託報酬	2	450,093
未払管理事務代行報酬	4	82,720
未払保管報酬	6	68,788
未払管理報酬	3	45,135
未払販売報酬	8	804
サービス支援会社報酬	7	200
未払代行協会員報酬	9	162
負債合計		65,601,710
純資産額		2,384,254,799
純資産額		
米ドルクラス	499,105.86米ドル	(60,327千円)
日本円クラス		2,324,349,618
発行済受益証券口数		
米ドルクラス		5,000
日本円クラス		240,445.275

1口当たり純資産価格

米ドルクラス

99.82米ドル

(12,065円)

日本円クラス

9,667

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2014年10月10日(設立日)から2015年9月30日までの期間

(日本円で表示)

	注	日本円
収益		
債券に係る収益	1.5	91,888,426
その他の収益		536,451
収益合計		92,424,877
費用		
投資運用報酬	5	7,847,858
受託報酬	2	1,756,672
専門家報酬		1,440,084
印刷および公告費		1,177,967
管理事務代行報酬	4	732,206
保管報酬	6	608,894
管理報酬	3	399,530
設立費の償却	1.3	257,615
取引手数料		165,469
保管受託報酬		107,365
登録費用		71,297
弁護士報酬		35,533
支払銀行利息費用		2,814
販売報酬	8	804
サービス支援会社報酬	7	200
代行協会員報酬	9	161
その他の費用		1,886
費用合計		14,606,355
投資純利益		77,818,522

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月10日(設立日)から2015年9月30日までの期間(続き)

(日本円で表示)

	注	日本円
投資純利益		77,818,522
以下に係る実現純損益:		
投資有価証券	1.2	28,396,366
為替予約契約	1.7	(56,432,973)
外国為替	1.6	(39,366,262)
当期投資純利益および実現損失		10,415,653
未実現評価(損)の純変動:		
投資有価証券	1.2	(4,429,963)
為替予約契約	1.7	(1,700,910)
運用による純資産の純増加		4,284,780
資本の変動		
受益証券発行		2,533,312,500
受益証券買戻し		(56,820,397)
資本の純変動		2,476,492,103
分配金	12	(96,522,084)
期首現在純資産額		0
期末現在純資産		2,384,254,799

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

統計情報

期末現在発行済受益証券口数	米ドルクラス	日本円クラス
受益証券発行口数	5,000	246,068.157
受益証券買戻口数	-	(5,622.882)
2015年9月30日	5,000	240,445.275

期末現在純資産	米ドル	千円	日本円
2015年9月30日	499,105.86	60,327	2,324,349,618

期末現在1口当たり純資産価格：	米ドル	円	日本円
2015年9月30日	99.82	12,065	9,667

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

財務書類に対する注記

(2015年9月30日現在)

注1. 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。
- (b) ハイブリッド証券の評価は、該当評価日付のルクセンブルグ時間の午後1時（ルクセンブルグ時間）に行われる。
- (c) （上記のハイブリッド証券を除く）証券取引所において取引される有価証券が、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては、関連する評価日における直近の利用可能な終値により、ならびに北米および欧州の市場で取引される有価証券に関しては、関連する評価日の前日における直近の利用可能な終値により評価される。
- (d) 規制ある市場において取引される先物契約が、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場に関しては、関連する評価日、ならびに北米および欧州の市場に関しては、関連する評価日の前日における取引市場の直近の利用可能な決済価格により評価されるものとし、先渡し契約は、評価日における原通貨の先渡し為替レートにより評価される。
- (e) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (f) ファンドが保有している為替予約契約およびその他の店頭取引商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (g) 短期金融商品および現金預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- (h) 評価が行われる日に、特定の資産の評価のために本書において指定された取引所または市場が営業を行っていない場合、かかる資産の評価は、当該取引所または市場が営業していた直前日時点において決定される。

- (i) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (j) 前述の評価方法は、資産の時価を反映するために妥当であると判断された場合に限り、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量で修正することができる。
- (k) 未実現損益の純変動額は、当期における投資有価証券の時価の変動および報告期間中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。
- (l) 投資有価証券の処分に係る実現損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

ファンドの設立費は、3会計年度にわたり定額法で償却され、米ドルクラスの設立費は5会計年度にわたり定額法で償却される。当期の設立費の償却は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.6 - 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。外貨に係る未実現損益および実現損益の純変動額は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

1.7 - 為替予約契約

為替予約契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替予約契約に係る未実現評価損益および実現損益の純変動額は、運用計算書および純資産変動計算書で認識される。

注2．受託報酬

受託会社は、年間15,000米ドルの、四半期ごとに後払いされる、固定額の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注3．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.023%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.042%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.45%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注6．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.035%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注7．サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産価額の年率0.125%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

サービス支援会社は、米ドルクラスに関連してサービス支援会社に支払われるべきすべての合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済を受ける。

注8．販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産価額の年率0.50%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済する。

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済する。

注10．税金

10.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

10.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11. 為替予約契約

2015年9月30日現在、以下の為替予約契約が未決済であった。

11.1 - 米ドルクラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損)
					日本円
英ポンド	29,388.27	米ドル	44,400.00	2015年10月9日	(13,153)
ユーロ	132,840.48	米ドル	148,100.00	2015年10月9日	(131,127)
米ドルクラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約に係る未実現評価損合計					(144,280)

11.2 - 日本円クラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損)益
					日本円
英ポンド	1,180,000.00	日本円	217,874,362.00	2015年10月9日	3,395,052
米ドル	11,220,000.00	日本円	1,345,659,031.00	2015年10月9日	(873,045)
米ドル	710,000.00	日本円	85,310,838.00	2015年10月9日	102,481
ユーロ	5,220,000.00	日本円	699,394,705.00	2015年10月9日	(4,181,118)
日本円クラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約に係る未実現純評価損合計					(1,556,630)

注12. 分配金

2015年9月30日に終了した期間中、ファンドの日本円クラスによって行われた分配金は以下の通りである。

1口当たり支払分配金	基準日	分配落日	支払日
235円	2015年3月16日	2015年3月17日	2015年3月20日
255円	2015年9月15日	2015年9月16日	2015年9月24日

注13. 為替レート

2015年9月30日現在使用されている日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	134.7820
英ポンド	181.7897
米ドル	120.0250

注14. 受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書および関連する別紙に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および関連する別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買戻ることができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注15. 関連会社取引

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社ならびに日本における代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人である。関係法人に対する報酬は、期末現在の運用計算書および純資産変動計算書において報告され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注16. 事象

2015年3月26日から4月2日までの期間に、ファンドにおいて以下の投資制限に対する違反が発生した。

「ファンドは、その純資産総額の70%以上を、金融安定理事会(以下「FSB」という。)がグローバルなシステム上重要な金融機関(以下「G-SIFIs」という。)として認定した金融機関が発行する証券に投資する。」

管理事務代行会社は、2015年3月26日現在の純資産価額について、実質的な発行に係る手取金受領後のG-SIFIs証券への再投資の遅れにより、G-SIFIsにより認定された金融機関が発行する証券の投資比率が純資産価額の70%の値を下回る67.20%を表していることに気が付いた。2015年3月26日から4月2日(同日を含む)までの期間、かかる比率は70%の制限を下回り推移した。2015年4月7日、投資運用会社は、G-SIFIs証券を追加購入することにより、純資産価額に対する当該違反を解消し、かかる比率を70%の値を上回る74.97%に回復させた。ファンドに違反が発生している期間において、3件の購入申込みが受領されたが、申込みを行った投資者が被った不利な影響はなかった。

発行手取金の再投資が2015年3月25日(取引日)付で発生していなければならなかったことを考慮すると、ファンドが受けた影響の額は、2015年3月25日から実効取引日の間の購入証券の価格差異に相当する、179,524円の損失となった。同一金額が、2015年4月の投資運用報酬として、2015年5月15日(評価日)付でファンドから投資運用会社に対して支払われた金額から控除された。

2015年8月10日付で、日本円クラスの受益証券発行に係る買戻し手数料が廃止された。

注17. 後発事象

2015年10月16日から19日までの期間に、ファンドにおいて以下の投資制限に対する違反が発生した。

「ヘッジを担当する副投資運用会社は、通常の状態では、日本円クラスについて投資対象の通貨（日本円を除く。）または米ドルクラスについて投資対象の通貨（米ドルを除く。）に対するエクスポージャーの約100%をヘッジすることが可能であると予想している。ポートフォリオを構成する証券の価値の変動またはファンドの申込みもしくは買戻しの水準の変化により、ヘッジがファンドの純資産価額の100%を下回ったかまたは上回った場合、ヘッジを担当する副投資運用会社は、ヘッジを100%に戻すために利用可能な措置を講じる。以下の許容範囲が適用される。

潜在的な市場の変動を考慮するため、日本円クラスについては、全体では+ / - 3%、また各通貨では+ / - 1%の許容範囲が認められる。

潜在的な市場の変動を考慮するため、米ドルクラスについては、全体では+ / - 5%、また各通貨では+ / - 1%の許容範囲が認められる。日本円の現金は、関連金額が米ドルクラスの純資産額の5%を下回るものである場合には、ヘッジは実施されない。」

管理事務代行会社は、2015年10月16日現在の純資産価額について、日本円クラスおよび米ドルクラスにおける複数の残余通貨エクスポージャーが1%の許容範囲を上回っていることに気が付いた。日本円クラスの米ドルに対する残余通貨エクスポージャーは-1.52%（オーバーヘッジ）、ならびに米ドルクラスの英ポンドに対する残余通貨エクスポージャーは-7.80%（オーバーヘッジ）および米ドルクラスのユーロに対する残余通貨エクスポージャーは-26.22%（オーバーヘッジ）であった。

2015年10月16日、副投資運用会社であるビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユーケー・リミテッドは、両クラスにおいて、FXフォワード取引に対する調整注文を指示したが、それらは同日付の純資産価額算定の前に計上された。これらの調整は、2015年10月16日付の純資産価額に基づいて行われた日本円クラスの買戻しおよび米ドルクラスの発行に相当する。これらの発行および買戻しは2015年10月19日の次の純資産価額において反映されたため、かかる調整により、2015年10月16日の純資産価額に基づく通貨エクスポージャー比率に対して、一日早く影響が及んだ。

両クラスにおける買戻しおよび発行の計上により、2015年10月19日の次の純資産価額において違反が解消された。申込みおよび買戻しを行った投資者が被った不利な影響はなかった。

ファンドが受けた影響の額は、日本円クラスについては29,126.87円、ならびに米ドルクラスについては515.40米ドルの損失にのぼると計算された。投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負うため、同一金額が、2015年10月分については2015年11月13日（評価日）付で、2015年11月分については2015年12月11日（評価日）付で、ファンドから投資運用会社に対して支払われた金額から控除された。

2016年1月5日から7日までの期間に、ファンドにおいて以下の投資制限に対する違反が発生した。

「ヘッジを担当する副投資運用会社は、通常の場合では、日本円クラスについて投資対象の通貨（日本円を除く。）または米ドルクラスについて投資対象の通貨（米ドルを除く。）に対するエクスポージャーの約100%をヘッジすることが可能であると予想している。ポートフォリオを構成する証券の価値の変動またはファンドの申込みもしくは買戻しの水準の変化により、ヘッジがファンドの純資産価額の100%を下回ったかまたは上回った場合、ヘッジを担当する副投資運用会社は、ヘッジを100%に戻すために利用可能な措置を講じる。以下の許容範囲が適用される。

潜在的な市場の変動を考慮するため、日本円クラスについては、全体では+/-3%、また各通貨では+/-1%の許容範囲が認められる。

潜在的な市場の変動を考慮するため、米ドルクラスについては、全体では+/-5%、また各通貨では+/-1%の許容範囲が認められる。日本円の現金は、関連金額が米ドルクラスの純資産額の5%を下回るものである場合には、ヘッジは実施されない。」

管理事務代行会社は、2016年1月5日現在の純資産価額について、日本円クラスにおける米ドルの残余エクスポージャーならびにユーロの残余エクスポージャーがそれぞれ-1.02%（オーバーヘッジ）および-1.87%（オーバーヘッジ）であり、+/-1%の許容範囲外であることに気が付いた。

2016年1月5日、ファンドの副投資運用会社は、日本円クラスにおいて、純資産価額の算定前にFXフォワード取引に対する調整注文を指示した。これらの調整は、ユーロ建ての証券の購入および米ドル建ての証券の売却に起因する、ユーロのエクスポージャーの増加ならびに米ドルのエクスポージャーの減少に相当する。これらの調整注文は、日本円クラスの水準におけるユーロおよび米ドルのエクスポージャーの差異に相当しない。

管理事務代行会社はまた、2016年1月6日現在の純資産価額について、日本円クラスにおけるユーロの残余エクスポージャーが-1.79%（オーバーヘッジ）であり、米ドルクラスにおけるユーロの残余エクスポージャーが-2.80%（オーバーヘッジ）であることに気が付いた。米ドルクラスにおける全体的な残余通貨エクスポージャーもまた、+/-5%の許容範囲外の7.63%であった。

2016年1月6日、ファンドの副投資運用会社は、日本円クラスにおいてFXフォワード取引に対する注文を指示し、米ドルクラスにおいて新たな満期へのロールオーバー（乗換え）を行い、すべてのフォワードポジションを新たな金額に作り直した。しかし、指示された新たなフォワード金額は、当該許容範囲に準拠していなかった。

2016年1月7日に投資運用会社により指示された調整注文により、それぞれの通貨のエクスポージャーの水準は+/-1%の許容範囲内に戻った。しかし、米ドルクラスにおける全体的な残余通貨エクスポージャーが5.13%であり、+/-5%の許容範囲外であったため、1月8日、投資運用会社は英ポンドの購入に対し、日本円の売却を行うスポット取引を指示した。それにより、米ドルクラスにおける全体的なエクスポージャーは許容範囲内に戻った。管理事務代行会社、管理会社および投資運用会社間で、かかる状況およびかかる違反に対する影響について査定を行っている最中である。

2016年1月27日、ファンドにおいて以下の投資制限に対する違反が発生した。

「ヘッジを担当する副投資運用会社は、通常の場合では、日本円クラスについて投資対象の通貨（日本円を除く。）または米ドルクラスについて投資対象の通貨（米ドルを除く。）に対するエクスポージャーの約100%をヘッジすることが可能であると予想している。ポートフォリオを構成する証券の

価値の変動またはファンドの申込みもしくは買戻しの水準の変化により、ヘッジがファンドの純資産価額の100%を下回ったかまたは上回った場合、ヘッジを担当する副投資運用会社は、ヘッジを100%に戻すために利用可能な措置を講じる。以下の許容範囲が適用される。

潜在的な市場の変動を考慮するため、日本円クラスについては、全体では+ / - 3%、また各通貨では+ / - 1%の許容範囲が認められる。」

管理事務代行会社は、2016年1月27日現在の純資産価額について、日本円クラスにおけるユーロの残余エクスポージャーが1.15% (アンダーヘッジ) であり、+ / - 1%の許容範囲外であることに気が付いた。2016年1月26日、2つのユーロ建てハイブリッド証券購入後に、ファンドの副投資運用会社は、ユーロの現金残高をプラスにリセットする目的で、日本円の購入に対し、ユーロの売却を行うFXスポット取引を指示した。かかるスポット取引により、ユーロの通貨エクスポージャーは増加したが、それに対応する日本円クラスにおけるフォワード調整は指示されなかった。したがって、投資運用会社は、2016年1月28日に日本円クラスにおけるユーロのフォワード調整を指示し、それにより違反が解消された。管理事務代行会社、管理会社および投資運用会社間で、かかる状況およびかかる違反に対する影響について査定を行っている最中である。

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後から監査報告書日までの間のその他の重要な事象はなかった。

(3) 投資有価証券明細表等

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2015年9月30日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			日本円	日本円	%
50,000	ASSICURAZIONI GENERALI FRN PERP	英ポンド	9,827,179	9,188,926	0.39
600,000	BANCO BILBAO VIZC ARG FRN PERP	ユーロ	80,578,554	77,533,328	3.25
800,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	ユーロ	109,820,583	104,995,221	4.40
500,000	BANCO SANTANDER SA FRN PERP	ユーロ	66,533,482	62,842,093	2.64
600,000	BANCO SANTANDER SA FRN PERP REGS	米ドル	65,031,581	67,334,003	2.82
170,000	BANK OF AMERICA CORP 4.25 22OCT26	米ドル	18,003,164	20,256,312	0.85
200,000	BANK OF AMERICA FRN PERP SER U	米ドル	20,272,046	22,474,674	0.94
280,000	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP	ユーロ	38,244,400	38,116,341	1.60
50,000	BARCLAYS BNK PLC 6.625 30MAR22 REGS	ユーロ	8,451,061	8,230,528	0.35
200,000	BARCLAYS PLC FRN PERP	ユーロ	28,254,928	28,506,386	1.20
600,000	BARCLAYS PLC FRN PERP	米ドル	72,914,800	75,075,613	3.15
310,000	BNP PARIBAS FRN PERP	ユーロ	43,221,116	41,834,638	1.75
200,000	BNP PARIBAS 4.375 28SEP25 REGS	米ドル	23,828,081	23,447,596	0.98
200,000	BPCE SA FRN PERP	米ドル	32,314,520	31,356,521	1.32
100,000	BPCE SA FRN 08JUL26	ユーロ	13,664,205	13,394,227	0.56
500,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER M	米ドル	54,459,279	57,987,058	2.43
100,000	CNP ASSURANCES FRN PERP	米ドル	13,419,467	12,869,316	0.54
400,000	CREDIT AGRICOLE FRN PERP SER REGS	米ドル	45,953,646	49,390,270	2.07
50,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	ユーロ	8,106,531	7,952,136	0.33
700,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP REGS	米ドル	81,946,599	83,597,385	3.51
600,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	米ドル	74,208,910	75,075,613	3.15
400,000	DEUTSCHE BANK AG FRN PERP	英ポンド	67,313,781	67,898,468	2.85
150,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP SER L	米ドル	16,291,542	17,981,239	0.75
200,000	HBOS PLC 6 01NOV33 REGS	米ドル	24,794,680	26,520,235	1.11
200,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	ユーロ	28,047,552	25,604,261	1.07
600,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	米ドル	70,982,532	68,774,303	2.88
200,000	ING BANK NV 5.8 25SEP23 REGS	米ドル	26,987,518	25,910,748	1.09
840,000	ING GROEP NV FRN PERP	米ドル	100,439,407	97,922,364	4.11
500,000	JPMORGAN CHASE AND CO FRN PERP S U	米ドル	54,688,427	59,862,449	2.51
100,000	KBC GROEP NV FRN PERP	ユーロ	13,455,916	13,124,394	0.55
400,000	LLOYDS BANKING GP PLC FRN PERP	英ポンド	70,549,842	73,533,950	3.08
50,000	MAPFRE SA FRN 24JUL37	ユーロ	7,220,241	6,815,991	0.29
200,000	METLIFE INC FRN 15DEC66	米ドル	24,049,776	26,015,410	1.09
150,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER H	米ドル	16,084,861	17,666,174	0.74
400,000	NORDEA BANK AB FRN PERP REGS	米ドル	44,656,069	46,509,672	1.95
280,000	RABOBANK NEDERLAND FRN PERP	ユーロ	38,725,006	37,581,580	1.58
500,000	ROYAL BANK SCOTLAND FRN PERPETUAL	米ドル	62,197,432	59,787,434	2.51
50,000	ROYAL BK SCOTLAND PLC 6.125 15DEC22	米ドル	6,671,412	6,473,846	0.27
50,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	ユーロ	8,404,253	8,289,091	0.35
100,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	ユーロ	13,906,044	13,225,480	0.55
240,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	英ポンド	46,880,809	48,156,102	2.02
200,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP REGS	米ドル	24,163,129	23,674,923	0.99
200,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP REGS	米ドル	22,029,094	23,464,880	0.98
200,000	SWEDBANK AB FRN PERP	米ドル	23,928,989	22,894,761	0.96

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2015年9月30日現在(続き)

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 (続き)					
A. 債券(続き)			日本円	日本円	%
200,000	UBS AG 5.125 15MAY24	米ドル	24,923,059	23,586,345	0.99
200,000	UBS GROUP AG FRN PERP	米ドル	23,764,836	23,194,823	0.97
200,000	UBS GROUP AG FRN PERP EUR	ユーロ	27,057,480	26,990,089	1.13
400,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER S	米ドル	44,745,077	48,190,022	2.02
100,000	XL GROUP PLC FRN PERP SERIES E	米ドル	10,322,123	9,468,409	0.41
債券合計			1,852,335,019	1,860,575,628	78.04
B. ミディアムタームノート			日本円	日本円	%
800,000	AXA SA 5.5 PERP EMTN	米ドル	99,833,472	96,500,069	4.05
100,000	AXA SA FRN 04JUL43 EMTN	ユーロ	15,607,049	15,023,876	0.63
50,000	BANK OF IRELAND 10 12FEB20 EMTN	ユーロ	8,502,342	8,322,786	0.35
100,000	BNP PARIBAS FRN 14OCT27 EMTN	ユーロ	13,392,286	13,085,442	0.55
300,000	BNP PARIBAS FRN 20MAR26 EMTN	ユーロ	41,417,685	40,508,990	1.70
200,000	BPCE SA 4.5 15MAR25 REGS	米ドル	23,444,753	23,087,521	0.97
50,000	CREDIT AGRICOLE SA 3.9 19APR21 EMTN	ユーロ	7,422,428	7,392,117	0.31
100,000	GENERALI FIN BV FRN PERP EMTN	ユーロ	12,974,533	12,396,841	0.52
100,000	ING BANK NV FRN 21NOV23 EMTN	ユーロ	14,458,255	14,129,867	0.59
200,000	ING BANK NV FRN 21NOV23 EMTN	米ドル	24,873,810	24,575,110	1.03
100,000	INTESA SANPAOLO 3.928 15SEP26 EMTN	ユーロ	13,458,917	13,478,196	0.57
50,000	LLOYDS BANK PLC 6.5 24MAR20 EMTN	ユーロ	8,167,384	7,998,164	0.34
200,000	NORDEA BANK AB FRN PERP GMTN	米ドル	22,060,587	22,024,580	0.92
200,000	PRUDENTIAL PLC 5.25 PERP SER EMTN	米ドル	24,668,387	24,167,986	1.01
50,000	RABOBANK NEDERL 5.25 23MAY41 GMTN	英ポンド	11,793,409	10,959,012	0.46
50,000	ROYAL BK OF SCOT 6.934 09APR18	ユーロ	7,675,445	7,505,670	0.31
340,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BNK FRN PERP	米ドル	38,965,724	38,759,084	1.63
200,000	UBS AG FRN 22MAY23 EMTN	米ドル	24,775,129	24,095,011	1.01
200,000	UBS AG JERSEY FRN 22FEB22 EMTN	米ドル	26,014,500	24,965,192	1.05
300,000	UNICREDIT SPA 6.95 31OCT22 REGS	ユーロ	48,387,054	46,247,063	1.94
ミディアムタームノート合計			487,893,149	475,222,577	19.93
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の 規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 合計			2,340,228,168	2,335,798,205	97.97
投資有価証券合計			2,340,228,168	2,335,798,205	97.97

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券の分類

2015年9月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
フランス		
	その他の金融仲介機関	18.95
	持株会社の事業	4.68
	生命保険	0.54
		24.17
英国		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	12.19
	持株会社の事業	4.09
	その他の金融仲介機関	2.60
		18.88
スペイン		
	その他の金融仲介機関	13.10
	損害保険	0.29
		13.39
米国		
	持株会社の事業	9.49
	生命保険	1.09
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	0.75
		11.33
オランダ		
	その他の金融仲介機関	4.75
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	4.63
		9.38
スイス		
	持株会社の事業	3.15
	その他の金融仲介機関	3.05
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	2.10
		8.30
スウェーデン		
	その他の金融仲介機関	5.46
		5.46

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券の分類

2015年9月30日現在（続き）

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率（％）*
イタリア		
	その他の金融仲介機関	2.51
	生命保険	0.39
		2.90
ドイツ		
	その他の金融仲介機関	2.85
		2.85
ベルギー		
	持株会社の事業	0.55
		0.55
ケイマン諸島		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	0.41
		0.41
アイルランド		
	その他の金融仲介機関	0.35
		0.35
投資有価証券合計		97.97

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Statement of net assets as at September 30, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 2,340,228,168)	1.2	2,335,798,205
Cash at bank		71,766,420
Interest receivable on bonds		32,077,204
Formation expenses (Net)	1.3	10,154,934
Other assets		59,746
Total assets		2,449,856,509
Liabilities		
Investments purchased payable		50,140,057
Formation expenses payable	1.3	9,722,025
Net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	11	1,700,910
Professional expenses payable		1,440,084
Printing and publishing expenses payable		1,064,188
Investment Manager fee payable	5	886,544
Trustee fee payable	2	450,093
Administrator fee payable	4	82,720
Custodian fee payable	6	68,788
Manager fee payable	3	45,135
Distributor fee payable	8	804
Service Advisory fee payable	7	200
Agent Company fee payable	9	162
Total liabilities		65,601,710
Net assets		2,384,254,799
Net assets		
USD Class	USD	499,105.86
JPY Class	JPY	2,324,349,618
Number of units outstanding		
USD Class		5,000
JPY Class		240,445.275
Net asset value per unit		
USD Class	USD	99.82
JPY Class	JPY	9,667

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Statement of operations and changes in net assets for the period from October 10, 2014
(inception date) to September 30, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Income on bonds	1.5	91,888,426
Other income		536,451
Total income		92,424,877
Expenses		
Investment Manager fee	5	7,847,858
Trustee fee	2	1,756,672
Professional expenses		1,440,084
Printing and publishing expenses		1,177,967
Administrator fee	4	732,206
Custodian fee	6	608,894
Manager fee	3	399,530
Amortisation of formation expenses	1.3	257,615
Transaction fee		165,469
Safekeeping fee		107,365
Registration fee		71,297
Legal expenses		35,533
Bank interest expenses		2,814
Distributor fee	8	804
Service Advisory fee	7	200
Agent Company fee	9	161
Other expenses		1,886
Total expenses		14,606,355
Net investment income		77,818,522

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Statement of operations and changes in net assets for the period from October 10, 2014
(inception date) to September 30, 2015 (continued)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment income		77,818,522
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	1.2	28,396,366
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	(56,432,973)
Foreign exchange	1.6	(39,366,262)
Net investment income and realised loss for the period		10,415,653
Net change in unrealised (depreciation) on:		
Investments	1.2	(4,429,963)
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	(1,700,910)
Net increase in net assets as a result of operations		4,284,780
Movement in capital		
Subscription of units		2,533,312,500
Redemption of units		(56,820,397)
Net movement in capital		2,476,492,103
Distribution	12	(96,522,084)
Net assets at the beginning of the period		0
Net assets at the end of the period		2,384,254,799

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Statistical information

Number of units outstanding at the end of the period:	USD Class	JPY Class
Units issued	5,000	246,068.157
Units redeemed	-	(5,622.882)
September 30, 2015	5,000	240,445.275
<hr/>		
Net assets at the end of the period:	USD	JPY
September 30, 2015	499,105.86	2,324,349,618
<hr/>		
Net asset value per unit at the end of the period:	USD	JPY
September 30, 2015	99.82	9,667

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements

(As at September 30, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) Hybrid securities are valued as at 1 p.m. (Luxembourg time) on the relevant valuation day;
- (c) Securities which are traded on a securities exchange (at the exception of hybrid securities as described above) are valued at their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian, Australian and New Zealand markets and at their latest available closing price on the day preceding the relevant valuation day for securities traded on North American and European markets;
- (d) Futures contracts traded on any approved market are valued at the latest available settlement price on such market as of the relevant valuation day for Asian, Australian and New Zealand markets and as of the day preceding the relevant valuation day for North American and European markets, and forward contracts are valued at the forward rate of the underlying currencies at the prevailing currency exchange rates as of the Valuation Day;
- (e) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (f) Forward foreign exchange contracts and other over-the-counter instruments held by the Series Trust are valued in the good faith at the discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

- (g) Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (h) If, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets are determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (i) All other assets and liabilities are valued in the good faith at the discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (j) The foregoing valuations may be modified by the Manager, in his discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.
- (k) Net change in unrealised gains and losses comprises changes in market value of investments for the period and the reversal of prior period unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period.
- (l) Realised gain and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses of the Series Trust are amortised on a straight line basis over a period of three years and formation expenses of the USD Class are amortised on a straight line basis over a period of five years. The amortisation of formation expenses for the period is directly recorded into the statement of operations and changes in net assets.

1.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

1.5 - Dividend income

Dividends are recorded as income when they are declared.

1.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese yen are translated at exchange rates prevailing at period-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates. Net change in unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

1.7 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Note 2 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the fixed amount of USD 15,000 per annum, payable quarterly in arrears.

The Trustee shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Trustee in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 3 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.023% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Manager in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 4 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.042% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Administrator in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 5 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.45% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Investment Manager is responsible for the payment of the fees of the Sub-Investment Managers out of its own fees.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Investment Manager out of the relevant Series Trust's assets.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.035% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Custodian in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 7 - Service adviser fee

The Service Adviser is entitled to receive out of the assets of the USD Class a fee at a rate of 0.125% per annum of the net asset value attributable to the USD Class accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Service Adviser shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Service Adviser in relation to the USD Class out of the assets of the USD Class.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the USD Class a fee at a rate of 0.50% per annum of the net asset value attributable to the USD Class, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Distributor out of the relevant USD Class's assets.

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the USD Class a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the USD Class accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Agent Company out of the relevant USD Class's assets.

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Taxation (continued)

10.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Forward foreign currency exchange contracts

As at September 30, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

11.1 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of USD Class

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					JPY
GBP	29,388.27	USD	44,400.00	09/10/15	(13,153)
EUR	132,840.48	USD	148,100.00	09/10/15	(131,127)
Total unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of USD Class					(144,280)

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 11 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

11.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Class

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
GBP	1,180,000.00	JPY	217,874,362.00	09/10/15	3,395,052
USD	11,220,000.00	JPY	1,345,659,031.00	09/10/15	(873,045)
USD	710,000.00	JPY	85,310,838.00	09/10/15	102,481
EUR	5,220,000.00	JPY	699,394,705.00	09/10/15	(4,181,118)
Total net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Class					(1,556,630)

Note 12 - Distribution

Distributions made by the JPY Class of the Series Trust during the period ended September 30, 2015 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
235 JPY	16/03/2015	17/03/2015	20/03/2015
255 JPY	15/09/2015	16/09/2015	24/09/2015

Note 13 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at September 30, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	134.7820
GBP	181.7897
USD	120.0250

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 14 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit (" Issue Price "), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Issue Price shall , subject to any suspension , be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day .

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit (" Repurchase Price "), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Repurchase Price shall , subject to any suspension , be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day .

Note 15 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties to the Series Trust. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at period-end and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 16 - Events

A breach of the following investment restriction occurred in the Series Trust from March 26 to April 2, 2015:

" The Series Trust invests a minimum of 70% of its total net asset value in securities issued by financial institutions identified by the Financial Stability Board (" FSB ") as global systemically important financial institutions (" G-SIFIs ") " .

The Administrator noticed that, for the net asset value as at March 26, 2015, the investment ratio in securities issued by financial institutions identified as G-SIFIs was below the 70% threshold, representing 67.20% of the net asset value, due to late reinvestment in G-SIFIs securities after receipt of substantial subscription proceeds. From March 26 to April 2, 2015 included, the ratio remained below the 70% limit. The Investment Manager solved the breach on the net asset value as at April 7, 2015 by purchasing additional G-SIFIs securities, restoring the ratio above the 70% threshold (74.97%). Three subscriptions were received during the period in which the Series Trust was in breach; no negative impact was suffered by the subscribing investors.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 16 - Events (continued)

Considering that the reinvestment of the subscription proceeds should have occurred on March 25, 2015 (trade date), the impact suffered by the Series Trust corresponds to the price variation of the purchased securities between March 25, 2015 and the effective trade date. The impact is a loss of JPY 179,524. The corresponding amount was deducted from the amount paid on May 15, 2015 (value date) by the Series Trust to the Investment Manager as Investment Manager fee for April 2015.

The repurchase fee for subscription of units of the JPY Class was abolished on August 10, 2015.

Note 17 - Subsequent events

A breach of the following investment restriction occurred in the Series Trust from October 16 to 19, 2015:

“ The Sub-Investment Manager in charge of hedging expects that in normal circumstances it will be possible to hedge approximately 100% of the exposure of the investments of a class to currencies other than JPY for the JPY Class or USD for the USD Class. Whenever changes in the value of the securities comprised in the portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, the Series Trust cause the hedge to fall below 100% or to exceed 100% of such net asset value, the Sub-Investment Manager in charge of hedging will take such steps as are open to it to restore the hedge to the 100% level. The below tolerance levels are applicable:

For JPY Class: a tolerance of +/- 3% overall and +/- 1% at each currency level will be permitted to allow for potential market movement.

For USD Class: a tolerance of +/- 5% overall and +/- 1% at each currency level will be permitted to allow for potential market movement. Cash denominated in JPY will not be hedged if the relevant amount is below 5% of the net asset value of USD Class. ”

The Administrator noticed that, regarding the net asset value as at October 16, 2015, several residual currency exposures were above the 1% tolerance level in the JPY Class and the USD Class, with the JPY Class having a residual currency exposure to USD of -1.52% (overhedge) and the USD Class having residual currency exposures to GBP of -7.80% (overhedge) and to EUR of -26.22% (overhedge).

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 17 - Subsequent events (continued)

On October 16, 2015, the Sub-Investment Manager, BNP Paribas Investment Partners UK Limited, instructed FX forward adjustment orders in both classes, which were booked in accounts before net asset value calculation on the same day. These adjustments corresponded to a redemption in the JPY Class and a subscription in the USD Class made on the net asset value dated October 16, 2015. As these subscriptions and redemptions were reflected in the next net asset value dated October 19, 2015, the adjustments impacted one day in advance the currency exposure ratios in the net asset value dated October 16, 2015.

The booking of the redemption and subscription in both classes solved the breach in the next net asset value dated October 19, 2015. No negative impact was suffered by subscribing and redeeming investors.

The impact suffered by the Series Trust was calculated to amount to a loss of JPY 29,126.87 for the JPY Class and to a loss of USD 515.40 for the USD Class. As the Investment Manager is responsible for the payment of the fees of the Sub-Investment Manager out of its own fees, the corresponding amount was deducted from the amounts paid by the Series Trust to the Investment Manager on November 13, 2015 (value date) for October 2015 and on December 11, 2015 (value date) for November 2015.

Breaches of the following investment restriction occurred in the Series Trust from January 5 to 7, 2016:

“ The Sub-Investment Manager in charge of hedging expects that in normal circumstances it will be possible to hedge approximately 100% of the exposure of the investments of a class to currencies other than JPY for the JPY Class or USD for the USD Class. Whenever changes in the value of the securities comprised in the portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, the Series Trust cause the hedge to fall below 100% or to exceed 100% of such net asset value, the Sub-Investment Manager in charge of hedging will take such steps as are open to it to restore the hedge to the 100% level. The below tolerance levels are applicable:

For JPY class: A tolerance of +/- 3% overall and +/- 1% at each currency level will be permitted to allow for potential market movement.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 17 - Subsequent events (continued)

For USD class: A tolerance of +/- 5% overall and +/- 1% at each currency level will be permitted to allow for potential market movement. Cash denominated in JPY will not be hedged if the relevant amount is below 5% of the net asset value of the USD Class. ”

The Administrator noticed that the residual USD exposure and the residual EUR exposure in the JPY Class were, in the net asset value as at January 5, 2016, respectively at -1.02% (overhedge) and -1.87% (overhedge), that is out of the +/- 1% tolerance level.

On January 5, 2016, the Sub-Investment Manager of the Series Trust instructed FX Forward adjustment orders in JPY Class before net asset value calculation. These adjustments corresponded to an increase of the EUR exposure and a decrease of the USD exposure, due to the purchase of EUR securities and the sale of USD securities. These adjustments orders did not correspond to the variation of EUR and USD exposure at the JPY Class level.

In the net asset value as at January 6, 2016, the Administrator also noticed that the residual EUR exposure in the JPY Class was at -1.79% (overhedge), while the residual EUR exposure in the USD Class was at -2.80% (overhedge). The overall residual currency exposure in the USD Class was also out of the +/- 5% tolerance level, at 7.63%.

On January 6, 2016, the Sub-Investment Manager of the Series Trust instructed FX forward orders in the JPY Class and the USD Class to roll-over to a new maturity all forward positions with new amounts. However, the new forward amounts instructed were not in compliance with the tolerance levels.

Adjustment orders instructed by the Investment Manager on January 7, 2016 brought the exposure levels of individual currencies back within the +/- 1% tolerance level. However, as the overall residual currency exposure in the USD Class was at 5.13%, that is out of the +/- 5% overall tolerance level, the Investment Manager instructed on January 8 a spot transaction selling JPY against purchase of GBP which brought back the overall exposure level in the USD Class within the tolerance level. Assessment of the circumstances and impact of the breaches is ongoing between the Administrator, the Manager and the Investment Manager.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 17 - Subsequent events (continued)

A breach of the following investment restriction occurred in the Series Trust on January 27, 2016:

“ The Sub- Investment Manager in charge of hedging expects that in normal circumstances it will be possible to hedge approximately 100% of the exposure of the investments of a class to currencies other than JPY for the JPY Class or USD for the USD Class. Whenever changes in the value of the securities comprised in the portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, the Series Trust cause the hedge to fall below 100% or to exceed 100% of such net asset value, the Sub- Investment Manager in charge of hedging will take such steps as are open to it to restore the hedge to the 100% level. The below tolerance levels are applicable:

For JPY class: A tolerance of +/- 3% overall and +/- 1% at each currency level will be permitted to allow for potential market movement. ”

The Administrator noticed that the residual EUR exposure in the JPY Class was, in the net asset value as at January 27, 2016, at 1.15% (underhedge), that is out of the +/-1 % tolerance level.

After purchase of two EUR hybrid securities on January 26, 2016, the Sub- Investment Manager of the Series Trust instructed a FX spot transaction buying EUR against purchase of JPY in order to reset the EUR cash balance in positive. The spot transaction increased the EUR currency exposure but no corresponding forward adjustment was instructed in JPY Class. The Investment Manager then instructed on January 28, 2016 EUR forward adjustments in the JPY Class which solved the breach. Assessment of the circumstances and impact of the breach is ongoing between the Administrator, the Manager and the Investment Manager.

There have been no other significant events after period-end and up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and the Manager, require disclosure in the present financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Schedule of investments as at September 30, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			JPY	JPY	%
50,000	ASSICURAZIONI GENERALI FRN PERP	GBP	9,827,179	9,188,926	0.39
600,000	BANCO BILBAO VIZC ARG FRN PERP	EUR	80,578,554	77,533,328	3.25
800,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	EUR	109,820,583	104,995,221	4.40
500,000	BANCO SANTANDER SA FRN PERP	EUR	66,533,482	62,842,093	2.64
600,000	BANCO SANTANDER SA FRN PERP REGS	USD	65,031,581	67,334,003	2.82
170,000	BANK OF AMERICA CORP 4.25 22OCT26	USD	18,003,164	20,256,312	0.85
200,000	BANK OF AMERICA FRN PERP SER U	USD	20,272,046	22,474,674	0.94
280,000	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP	EUR	38,244,400	38,116,341	1.60
50,000	BARCLAYS BNK PLC 6.625 30MAR22 REGS	EUR	8,451,061	8,230,528	0.35
200,000	BARCLAYS PLC FRN PERP	EUR	28,254,928	28,506,386	1.20
600,000	BARCLAYS PLC FRN PERP	USD	72,914,800	75,075,613	3.15
310,000	BNP PARIBAS FRN PERP	EUR	43,221,116	41,834,638	1.75
200,000	BNP PARIBAS 4.375 28SEP25 REGS	USD	23,828,081	23,447,596	0.98
200,000	BPCE SA FRN PERP	USD	32,314,520	31,356,521	1.32
100,000	BPCE SA FRN 08JUL26	EUR	13,664,205	13,394,227	0.56
500,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER M	USD	54,459,279	57,987,058	2.43
100,000	CNP ASSURANCES FRN PERP	USD	13,419,467	12,869,316	0.54
400,000	CREDIT AGRICOLE FRN PERP SER REGS	USD	45,953,646	49,390,270	2.07
50,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	EUR	8,106,531	7,952,136	0.33
700,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP REGS	USD	81,946,599	83,597,385	3.51
600,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	USD	74,208,910	75,075,613	3.15
400,000	DEUTSCHE BANK AG FRN PERP	GBP	67,313,781	67,898,468	2.85
150,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP SER L	USD	16,291,542	17,981,239	0.75
200,000	HBOS PLC 6 01NOV33 REGS	USD	24,794,680	26,520,235	1.11
200,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	EUR	28,047,552	25,604,261	1.07
600,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	USD	70,982,532	68,774,303	2.88
200,000	ING BANK NV 5.8 25SEP23 REGS	USD	26,987,518	25,910,748	1.09
840,000	ING GROEP NV FRN PERP	USD	100,439,407	97,922,364	4.11
500,000	JPMORGAN CHASE AND CO FRN PERP S U	USD	54,688,427	59,862,449	2.51
100,000	KBC GROEP NV FRN PERP	EUR	13,455,916	13,124,394	0.55
400,000	LLOYDS BANKING GP PLC FRN PERP	GBP	70,549,842	73,533,950	3.08
50,000	MAPFRE SA FRN 24JUL37	EUR	7,220,241	6,815,991	0.29
200,000	METLIFE INC FRN 15DEC66	USD	24,049,776	26,015,410	1.09
150,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER H	USD	16,084,861	17,666,174	0.74
400,000	NORDEA BANK AB FRN PERP REGS	USD	44,656,069	46,509,672	1.95
280,000	RABOBANK NEDERLAND FRN PERP	EUR	38,725,006	37,581,580	1.58
500,000	ROYAL BANK SCOTLAND FRN PERPETUAL	USD	62,197,432	59,787,434	2.51
50,000	ROYAL BK SCOTLAND PLC 6.125 15DEC22	USD	6,671,412	6,473,846	0.27
50,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	EUR	8,404,253	8,289,091	0.35
100,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	EUR	13,906,044	13,225,480	0.55

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Schedule of investments as at September 30, 2015 (continued)

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
240,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	GBP	46,880,809	48,156,102	2.02
200,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP REGS	USD	24,163,129	23,674,923	0.99
200,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP REGS	USD	22,029,094	23,464,880	0.98
200,000	SWEDBANK AB FRN PERP	USD	23,928,989	22,894,761	0.96
200,000	UBS AG 5.125 15MAY24	USD	24,923,059	23,586,345	0.99
200,000	UBS GROUP AG FRN PERP	USD	23,764,836	23,194,823	0.97
200,000	UBS GROUP AG FRN PERP EUR	EUR	27,057,480	26,990,089	1.13
400,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER S	USD	44,745,077	48,190,022	2.02
100,000	XL GROUP PLC FRN PERP SERIES E	USD	10,322,123	9,468,409	0.41
Total Bonds			1,852,335,019	1,860,575,628	78.04
B. Medium Term Notes			JPY	JPY	%
800,000	AXA SA 5.5 PERP EMTN	USD	99,833,472	96,500,069	4.05
100,000	AXA SA FRN 04JUL43 EMTN	EUR	15,607,049	15,023,876	0.63
50,000	BANK OF IRELAND 10 12FEB20 EMTN	EUR	8,502,342	8,322,786	0.35
100,000	BNP PARIBAS FRN 14OCT27 EMTN	EUR	13,392,286	13,085,442	0.55
300,000	BNP PARIBAS FRN 20MAR26 EMTN	EUR	41,417,685	40,508,990	1.70
200,000	BPCE SA 4.5 15MAR25 REGS	USD	23,444,753	23,087,521	0.97
50,000	CREDIT AGRICOLE SA 3.9 19APR21 EMTN	EUR	7,422,428	7,392,117	0.31
100,000	GENERALI FIN BV FRN PERP EMTN	EUR	12,974,533	12,396,841	0.52
100,000	ING BANK NV FRN 21NOV23 EMTN	EUR	14,458,255	14,129,867	0.59
200,000	ING BANK NV FRN 21NOV23 EMTN	USD	24,873,810	24,575,110	1.03
100,000	INTESA SANPAOLO 3.928 15SEP26 EMTN	EUR	13,458,917	13,478,196	0.57
50,000	LLOYDS BANK PLC 6.5 24MAR20 EMTN	EUR	8,167,384	7,998,164	0.34
200,000	NORDEA BANK AB FRN PERP GMTN	USD	22,060,587	22,024,580	0.92
200,000	PRUDENTIAL PLC 5.25 PERP SER EMTN	USD	24,668,387	24,167,986	1.01
50,000	RABOBANK NEDERL 5.25 23MAY41 GMTN	GBP	11,793,409	10,959,012	0.46
50,000	ROYAL BK OF SCOT 6.934 09APR18	EUR	7,675,445	7,505,670	0.31
340,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BNK FRN PERP	USD	38,965,724	38,759,084	1.63
200,000	UBS AG FRN 22MAY23 EMTN	USD	24,775,129	24,095,011	1.01
200,000	UBS AG JERSEY FRN 22FEB22 EMTN	USD	26,014,500	24,965,192	1.05
300,000	UNICREDIT SPA 6.95 31OCT22 REGS	EUR	48,387,054	46,247,063	1.94
Total Medium Term Notes			487,893,149	475,222,577	19.93
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			2,340,228,168	2,335,798,205	97.97
Total investments			2,340,228,168	2,335,798,205	97.97

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Classification of investments as at September 30, 2015

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
France		
	Other Monetary Intermediation	18.95
	Activities Of Holding Companies	4.68
	Life Insurance	0.54
		<u>24.17</u>
United Kingdom		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	12.19
	Activities Of Holding Companies	4.09
	Other Monetary Intermediation	2.60
		<u>18.88</u>
Spain		
	Other Monetary Intermediation	13.10
	Non-Life Insurance	0.29
		<u>13.39</u>
USA		
	Activities Of Holding Companies	9.49
	Life Insurance	1.09
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.75
		<u>11.33</u>
Netherlands		
	Other Monetary Intermediation	4.75
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	4.63
		<u>9.38</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Classification of investments as at September 30, 2015 (continued)

Classification of investments by country and by economic sector (continued)

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Switzerland		
	Activities Of Holding Companies	3.15
	Other Monetary Intermediation	3.05
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	2.10
		8.30
Sweden		
	Other Monetary Intermediation	5.46
		5.46
Italy		
	Other Monetary Intermediation	2.51
	Life Insurance	0.39
		2.90
Germany		
	Other Monetary Intermediation	2.85
		2.85
Belgium		
	Activities Of Holding Companies	0.55
		0.55
Cayman Islands		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.41
		0.41

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - WORLD HYBRID SECURITIES FUND

Classification of investments as at September 30, 2015 (continued)

Classification of investments by country and by economic sector (continued)

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Ireland		
	Other Monetary Intermediation	0.35
		0.35
Total investments		97.97

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

[次へ](#)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2016年1月末日現在)

・資産総額	2,740,480,489円	
・負債総額	2,606,538円	
・純資産総額(-)	2,737,873,952円	
・発行済口数	米ドルクラス	50,987口
・1口当たり純資産価格	米ドルクラス	99.65米ドル (12,045円)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

以下の内容に更新されます。

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、平成27年3月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億1,983万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,643円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成23年3月31日	446,220ユーロ
平成24年3月31日	446,220ユーロ
平成25年3月31日	446,220ユーロ
平成26年3月31日	5,446,220ユーロ
平成27年3月31日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は正式に開催される株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、再選されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決による。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2 事業の内容及び営業の概況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、1915年商事会社法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、トラストに関しA I F Mとして業務を提供する。管理会社は、トラストの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、トラストのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125 - 2条に規定されたU C Iを管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。管理会社は、U C Iの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、平成28年1月末日現在、14本の投資信託を管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建別運用金額	米ドル： 2,606,970,607米ドル ユーロ建： 8,353,897ユーロ 日本円建： 564,203,932,910円 豪ドル建： 1,787,908,346豪ドル ニュージーランド・ドル建： 505,541,446ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 74,231,194カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

[次へ](#)

3 管理会社の経理状況

以下の中間財務書類が追加されます。

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 132.17円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2015年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	12,151	1,606	25,097	3,317
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,673,960	353,417	1,730,308	228,695
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,055,376	271,659	4,557	602
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	144,760	19,133	102,350	13,528
現金および預金	3,990,793	527,463	6,254,088	826,603
手許現金	510	67	0	0
前払金	21,076	2,786	30,507	4,032
	8,886,474	1,174,525	8,121,810	1,073,460
資産合計	8,898,626	1,176,131	8,146,907	1,076,777
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	719,827	5,446,220	719,827
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	55,985	7,400	55,985	7,400
その他の積立金	928,572	122,729	1,154,757	152,624
	984,557	130,129	1,210,742	160,024
- 当期損益	5,434	718	(226,185)	(29,895)
	6,436,211	850,674	6,430,777	849,956

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	138,210	18,267	232,504	30,730
	<u>138,210</u>	<u>18,267</u>	<u>232,504</u>	<u>30,730</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	38,830	5,132	105,197	13,904
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,285,375	302,058	1,378,429	182,187
	<u>2,324,205</u>	<u>307,190</u>	<u>1,483,626</u>	<u>196,091</u>
負債合計	<u>8,898,626</u>	<u>1,176,131</u>	<u>8,146,907</u>	<u>1,076,777</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年4月1日から2015年9月30日までの期間

(単位:ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	4,179,678	552,428	3,929,755	519,396
人件費	489,412	64,686	1,111,195	146,867
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	138,794	18,344	225,054	29,745
その他の利息および類似財務費用	41,000	5,419	0	0
	<u>4,848,884</u>	<u>640,877</u>	<u>5,266,004</u>	<u>696,008</u>
法人所得税	17,688	2,338	3,210	424
前勘定科目に表示されていないその他の税金	0	0	33,320	4,404
	<u>4,866,572</u>	<u>643,215</u>	<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>
当期利益	5,434	718	0	0
費用合計	<u>4,872,005</u>	<u>643,933</u>	<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>
収益				
純売上高	4,859,724	642,310	5,045,273	666,834
その他の営業収益	12,281	1,623	16,326	2,158
その他の利息および類似財務収益	0	0	14,750	1,950
	<u>4,872,005</u>	<u>643,933</u>	<u>5,076,349</u>	<u>670,941</u>
当期損失	0	0	226,185	29,895
収益合計	<u>4,872,005</u>	<u>643,933</u>	<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>

[次へ](#)

4 利害関係人との取引制限

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問業務、仲介業務の提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力する。ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払う。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払を行う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、ファンドの計算で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5 その他

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

[次へ](#)

第2 その他の関係法人の概況

以下の内容に更新されます。

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) ワールド・ファンド・リミテッド（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、50,000米ドル（約6百万円）

(ロ) 事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）の「管理子会社」（銀行および信託会社法（2013年改正）に規定されている。）であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、90,154,448ユーロ（約119億円）

(ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に株式会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

(3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インク（「投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、64.75百万米ドル（約78億円）

(ロ) 事業の内容

フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インクは、米国で1972年9月に株式会社として設立された資産運用会社で、2006年にビーエヌピー・パリバの完全子会社となる。

(5) ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジメント株式会社（「副投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、67,373,920ユーロ（約89億円）

(ロ) 事業の内容

ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジメント株式会社は、2007年に設立された資産運用会社ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・エス・エー傘下の最大のパートナー会社である。

(6) ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユケー・リミテッド（「副投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、16,792,520英ポンド（約29億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=173.57円）による。

(ロ) 事業の内容

ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユーカー・リミテッドは、2007年に設立された資産運用会社であるビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・エス・エーの英国拠点である。

(7) 三井住友アセットマネジメント株式会社（「サービス支援会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年1月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

サービス支援会社は、2002年12月に日本国の法律に基づき、三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社、さくら投信投資顧問株式会社、スミセイグローバル投信株式会社および住友ライフ・インベストメント株式会社の合併により株式会社として設立された。サービス支援会社は、金融商品取引業者（関東財務局長登録番号：（金商）第399号）として2007年9月から金融庁の登録を受けている。

2 関係業務の概要

(1) ワールド・ファンド・リミテッド

受託会社は、基本信託証書および信託証書補遺に基づき、ファンドの資産の受託者としての業務を提供する。

受託会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、それぞれが受託会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、受託会社においては、受託会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ受託会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わず、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にファンドに発生した損失に関して、かかる損失がファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わない。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わない。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はトラストの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会

社を任命した。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、トラストの事務を管理し、トラストの会計記録を付け、ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価額を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務める。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。平成27年3月末時点で管理事務代行会社の資本金は約9,015万ユーロである。管理事務代行会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により任命された代理人、下請人または受任者を含む。）は同契約に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、同契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社は、ファンドに関する総管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、総管理事務代行契約に基づくファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、ファンドの資産からのみ管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

管理事務代行会社に支払う報酬については上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。保管会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。平成27年3月末時点で保管会社の資本金は約9,015万ユーロである。保管会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社により任命された代理人、下請人または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社および管理会社は、ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害

意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

受託会社は、その過失または故意の不履行による場合を除き、ファンドに関連して第三者が被った損失または損害につき保管会社に対してなされるすべての請求および要求（これにより発生したまたはこれに付随するコストおよび費用を含む。）について、ファンドの資産からのみ保管会社を補償し、免責する。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

ファンドまたはファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載するとおりである。

（3）S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の販売・買戻業務を行う。

管理会社は、米ドルクラス受益証券のみを販売する販売会社としてS M B C日興証券株式会社を選任した。販売会社は、米ドルクラス受益証券の販売の促進について責任を負担する。

（4）フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インク

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うファンドの資産の投資および再投資に関して、フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インクを投資運用会社として選任した。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、悪意、過失または重大な義務の懈怠がない限り、ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

（5）ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジメント株式会社およびビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユークー・リミテッド

投資運用会社は、管理会社の同意を得て、管理会社の管理および責任のもと、ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジメント株式会社およびビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユークー・リミテッドを副投資運用会社として選任した。

投資運用会社は、その報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負担する。

（6）三井住友アセットマネジメント株式会社

管理会社および投資運用会社は、三井住友アセットマネジメント株式会社を、サービス支援契約に基づき、米ドルクラスに関して、管理会社および投資運用会社による全体的な裁量、統制および責任に従った一定のサービス（詳細はサービス支援契約に規定されるところによる。）を提供するサービス支援会社として選任した。

管理会社、投資運用会社および三井住友アセットマネジメント株式会社との間のサービス支援契約に基づき、サービス支援会社は、一定のサービス（詳細はサービス支援契約に規定されるところによる。投資家のための定期的な報告書作成に必要な情報の翻訳ならびにマーケティング情報および関連文書の準備を含む。）を提供することに合意している。

3 資本関係

管理会社の株式の100%を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

以下の内容に更新されます。

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをC I M Aに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M Aに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託

管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2014年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までC I M Aにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと
- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと

- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M Aに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 C I M Aが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。
- 14.8 保管会社
- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、

ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびC I M Aに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でC I M A、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にC I M Aの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

[次へ](#)

別紙 A

以下の内容に更新されます。

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年9月30日またはファンドに関して管理会社が随時決定する毎年のその他の日をいう。
計算期間	ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命するその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時ファンドに関する代行協会員として任命するその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。
営業日	ルクセンブルグおよびケイマン諸島における銀行が営業している日で、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からトラストの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

保管契約	受託会社および管理会社がトラストに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
分配基準日	毎年3月15日および9月15日（もしくは同日が営業日ではない場合、翌営業日）またはファンドに関し管理会社が決定する毎年のその他の日をいう。
日本における販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または英文目論見書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命するその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（ a ）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人、慈善信託又は委託のすべての客体（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者、のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（ b ）現時点において「適格投資家」に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券（派生商品を含む。）、ローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。）をいう。
投資顧問会社	いずれかのファンドに関し信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則の規定に従い選任され、当分の間投資顧問会社として行為する者、会社もしくは法人をいう。
投資運用契約	管理会社がファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。

投資運用会社	フィッシャー・フランシス・トリーズ・アンド・ワッツ・インクまたはファンドに関し信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則の規定に従い選任され、当分の間投資運用会社として行為するその他の者、会社もしくは法人をいう。
発行日（買付日）	毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格（買付価格）	ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。なお、受益証券は、当初申込期間以降、通常、発行日現在で発行される。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（随時改正される。）をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってファンドに関する管理者に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
純資産価額	ファンドの受益証券（場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、ファンドの信託財産（場合によってはクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）を構成するすべての資産の額から当該ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（場合によってはクラスもしくはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により計算される。
受益証券1口当たり純資産価格	ファンド（場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズ）の米ドルによる受益証券1口当たりの価格をいい、ファンドの信託財産（場合によってはファンドのクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産価額を発行済みの当該ファンド（場合によってはクラスもしくはシリーズ）の受益証券口数で除して計算され、四捨五入して小数第2位まで算出される。
英文目論見書	平成28年3月付のファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。
基準通貨	ファンドの基準通貨である日本円をいう。
受益者名簿	信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ファンド規則	ミューチュアル・ファンド法（2015年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。
買戻日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。

買戻価格	ファンドについて、本書記載の方法により、受益証券が通常当該ファンドにかかる各買戻日現在買戻される際計算される価格で、本文「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
ファンド	受託会社と管理会社の間で平成21年3月18日付で作成された基本信託証書（随時修正、改訂および/または補足済）および平成27年9月3日付で作成された信託証書補遺（随時修正および/または補足済）に基づいて設定されたトラストのサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	（a）関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
サービス支援会社	三井住友アセットマネジメント株式会社、またはファンドに関し投資運用会社および管理会社により随時選任されたその他の者、会社もしくは法人をいう。
副投資運用会社	ビーエヌピー・パリバ・アセット・マネジメント株式会社およびビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ユークー・リミテッド（以下、併せて「副投資運用会社」という。）またはファンドに関し管理会社の同意を得て投資運用会社により随時選任されたその他の者、会社もしくは法人をいう。
買付申込通知	ファンドの受益証券（または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定する様式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	ファンドに関して、ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補完されることがある。）をいう。
一時停止	一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行または買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託財産	ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および信託証書に基づいてファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。

受託会社	ワールド・ファンド・リミテッド、または信託証書に定める規定に従ってファンドの受託者に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	ファンドの受益証券およびかかる受益証券のあらゆるクラスをいう。文脈上別異に解すべき場合を除き、「受益証券」という表現には、全てのクラスの受益証券が含まれる。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
米ドルクラス	米ドル建ての受益証券をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。() 米国に居住する自然人、() 米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、() 執行者または財産管理人が米国人である財団、() 受託者が米国人である信託、() 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、() 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、() 米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および() パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)
評価日	原則として、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

独立監査人報告書

日興ワールド・トラストの別のサブ・ファンドである、日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの受託会社御中

我々は、日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2015年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに2014年10月10日（設立日）から2015年9月30日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示される）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される添付の財務書類について監査を実施した。

受託会社および管理会社の財務書類に対する責任

受託会社および管理会社は、本財務書類の作成に関し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないことについての合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、受託会社および管理会社により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、本財務書類の作成に関し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、ファンドの2015年9月30日現在の財政状態ならびに2014年10月10日（設立日）から2015年9月30日までの期間における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、我々の監査との関連で検討をしているが、上述の基準に従って遂行された特定の監査手続の対象ではない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

デロイト・アンド・トゥシュ ケイマン諸島

2016年2月19日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko World Trust - World Hybrid Securities Fund
A separate series trust of Nikko World Trust

We have audited the accompanying financial statements of Nikko World Trust - World Hybrid Securities Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at September 30, 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the period from October 10, 2014 (inception date) to September 30, 2015 (all expressed in Japanese yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at September 30, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from October 10, 2014 (inception date) to September 30, 2015, in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Independent Auditors' Report (continued)

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

February 19, 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。